

**国の行政機関の定員の純減方策について
(最終取りまとめ)**

平成18年5月30日

行政減量・効率化有識者会議

目 次

1 有識者会議の基本的考え方	1
(1) 総人件費改革の実現に向けた更なる努力	1
(2) 総人件費改革における事務事業の見直しの意義	2
) 行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理	2
) 包括的・抜本的な民間委託等	2
) 非公務員型独立行政法人化	3
) 業務の執行体制や運営方法についての不断の見直し	3
2 有識者会議における検討結果	4
(1) 重点8事項等について	4
) 農林統計関係	4
) 食糧管理関係	4
) 北海道開発関係	5
) ハローワーク関係及び労働保険(労災)関係	6
) 社会保険庁関係	7
) 行刑施設関係	8
) 森林管理関係	8
) 国立高度専門医療センター関係	9
(2) 追加検討要請事項等について	9
) 登記・供託関係	9
) 国有財産管理関係	10
) 官庁営繕関係	11
) 国土地理院関係	11
) 自動車登録関係	12
) 気象庁関係	12
) 防衛施設関係	13
(3) 地方支分部局等の見直し及びIT化による業務のスリム化	14
3 配置転換、採用抑制等の枠組みについて	15
別紙1 重要方針の閣議決定から「最終取りまとめ」までの検討経緯	17
別紙2 国民から寄せられた御意見について	19
別紙3 地方支分部局等の見直し及びIT化による業務のスリム化についての総務省 行政管理局の取組内容(総務省行政管理局資料)	21
別添1 地方支分部局の見直しについて	22
別添2 最適化計画による合理化見込み数について	26
別紙4 総人件費改革の実行に伴う国家公務員の配置転換、採用抑制等の枠組みについて	28
参考1 行政減量・効率化有識者会議について	30
参考2 総人件費改革の実行計画	31
参考3 平成18年1月6日閣僚懇談会行政改革担当大臣配付資料	33
参考4 平成18年2月10日閣僚懇談会行政改革担当大臣配付資料	34
参考5 行政改革推進事務局から関係各省に対して示した具体的な検討の方向性	35
参考6 平成18年度以降の定員管理について	40
参考7 省庁再編以降の国の行政機関等の職員数の動向	42
参考8 国の行政機関の定員の主な内訳	43
参考9 地方公共団体の集中改革プランにおける定員管理の数値目標の状況について	44

政府は、簡素で効率的な政府の実現に向け、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定。以下「重要方針」という。)において、国・地方を通じた総人件費改革の実行計画を定めた。また、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(以下「行革推進法」という。)の成立により、総人件費改革は法定事項となった。国の行政機関の定員(33.2 万人)について、厳格な定員管理に加えて業務の大胆かつ構造的な見直しを行うことにより、5 年間で 5 %以上の純減を実現することは、その重要な一環である。

「行政減量・効率化有識者会議」(以下「有識者会議」又は「当会議」という。)は、国の行政機関の定員の純減に向けた個別具体的な取組を検討するため、内閣総理大臣の委嘱を受け、本年 1 月末に発足した。当会議としては、発足以来、業務の大胆かつ構造的な見直しを行うこととされた重点 8 事項及び追加検討要請事項について、仕事のやり方自体を見直すことを含め関係各省から集中的にヒアリングを実施し、3 月 30 日には中間取りまとめを行った。その後も関係各省からのヒアリングを重ね、定員の純減に向けた検討を行ってきた。この最終取りまとめは、そうしたこれまでの検討結果を取りまとめたものである。

当会議は、中間取りまとめの段階では、一部の論点を除き関係各省自らが改革に取り組む姿勢が極めて不十分であると評価せざるを得なかった。その後、検討を重ねることにより、関係各省の定員純減に向けた取組状況は一定程度評価し得るものに改善された。

しかしながら、業務見直しの取組に終わりはない。政府においては、今後とも、厳格な定員管理はもちろんのこと、この最終取りまとめの指摘事項を始め事務事業の更なる見直しに取り組み、改革を推進する必要がある。その際には、事務事業が必要とされる政策の在り方にまで踏み込んで見直しを行うべきである。

重要方針では、上記の目標の実施に向けて個別具体的な取組の検討を要するものについて、遅くとも 6 月頃までに行政改革推進本部において成案を得、政府の方針として決定することとされている。その際、この最終取りまとめにおける当会議の指摘を最大限活用することを期待する。

(注)重要方針の閣議決定から最終取りまとめまでの検討経緯については、別紙 1 参照

1 有識者会議の基本的考え方

(1) 総人件費改革の実現に向けた更なる努力

現下の国・地方を通ずる厳しい財政状況に照らせば、総人件費改革の実現は避けて通れない重要な課題である。国民の期待は、単なる人員削減でなく公務の生産性向上にある。このため、国で行っている業務を、「民間にできることは民間に」、「地方でできることは地方に」を可能な限り追求する観点から抜本的な見直しを行っていくべきである。今回の総人件費改革を単なる人員削減に終わらせないためにも、今後とも様々な手段により、公務の生産性向上に努めていく必要がある。

行政機関全体として 5 年間で 5 %以上の純減を確保していくためには、とりわけ有識者会議で取り上げた事項について、5 %をはるかに超える純減を行っていくことが欠かせない。また、総人件費改革では、地方公務員についても 5 年間で 4.6%以上の純減確保に向けた取組を要請している。有識者会議としても、各地方公共団体などの他の主体における積極的な取組が行われることを期待したい。

なお、総人件費改革については、国民の厳しい目が向けられてきたことの1つの表れとして、インターネットを通じて国民から4,000件超に及ぶ様々な御意見を頂いた。その内容は総じて、行政の活動が国民の負担で賄われていることを踏まえ、国民のニーズに応じ、必要な部分は公務に残しつつも、簡素で効率的な行政を期待するものであったといえる。当会議が検討を行うに当たっては、国民から寄せられた御意見を毎回参考とさせていただきながら議論を進めてきた。今後の政府における業務見直しの検討に当たっても、国民の視線を十分意識して取り組むことが重要である。

(注) 国民から寄せられた御意見については、別紙2参照

(2) 総人件費改革における事務事業の見直しの意義

重要方針に示された5年間で5%以上の定員の純減の目標を達成するためには、何より毎年度厳格な定員管理を行うことにより、定員の純減を確保していく必要があるが、これにより確保し得る純減の規模には自ずから限度がある。したがって、目標達成のためには、社会経済情勢や行政ニーズの変化に適切、的確に対応し、業務を大胆かつ構造的に見直して、国が行うべき事務か、国家公務員が担うべき事務かなど事業の要否及び主体について仕分けを行い、業務の大胆な整理、包括的・抜本的な民間委託(官から民へ)、非公務員型独立行政法人化などの事務事業の削減を強力に進める必要がある。

検討に当たっては、二つの意味で組織マネジメントの効率性向上が重要である。第一に、国民に対する直接的な行政サービスの提供ではなく行政機関に対する調整業務等を行う部門について、その在り方を積極的に見直して業務効率を向上させるべきである。第二に、そうした間接的な行政部門に限らず、各部門内の管理業務について、ITの活用と業務フローの見直し等により抜本的なスリム化を図るべきである。

) 行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理

これまで実施している事務事業であっても、社会経済情勢の変化、政策の大きな転換に伴う行政ニーズが変化した場合、それに合わせて業務を大胆に整理することが必要である。その際には、引き続き国が業務を行うことが必要又は適当であるかどうかを検証し、国が行う必要がないか又は国が行うことが適当でない業務については、業務そのものを廃止するなど抜本的に国の役割を縮小し、定員の純減を行うべきである。

) 包括的・抜本的な民間委託等

引き続き国が責任を持つべき業務分野であっても、そのすべてを国家公務員が直接実施する必要があるわけではない。民間に委ねることが可能と考えられる分野であるか、国が直接行うよりも、民間の知見やノウハウを活用することにより、国民に対してより効率的・上質なサービスの提供が可能と考えられる分野については、これまで以上に民間委託の手法を積極的に活用すべきである。

民間委託は、これまでも業務の一部について実施されているが、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき市場化テスト(官民競争入札)が導入されることなどを踏まえ、今後は、できる限り業務全体について包括的・抜本的な民間委託を進めるべきである。その際、官における事務事業の見直しは、公共サービスの提供が効果的かつ効率的になっているかについて自ら見直すことが必然となってきたことに留意する必要がある。

）非公務員型独立行政法人化

国の行政機関が行っている業務のうち、政策の企画立案と実施とをできる限り分離し、後者のうち、国として直接実施する必要はないがなお完全に民間に委ねることが適当でない業務を独立行政法人化することを検討すべきである。その際、公権力の行使の主体は公務員でなければならないとの反論がしばしばなされるが、非公務員型の独立行政法人であっても、法律上の権限付与により公権力の行使の業務を行うことは可能であり、これまで国が実施している業務が円滑に実施できなくなるとの懸念は、法的な手当てを適切に講じることにより対処可能である。

実施業務を独立行政法人化することにより、行政機関の本体を簡素で効率的なものとするのが可能となる。法人化される部門にとっても、工夫により国民へのサービスの効率性や質を一層向上させ得る仕組みとして有効である。

独立行政法人の職員の身分は、非公務員が原則である。公務員であることに伴う制約がなくなることで、民間企業・研究者との自由な人事交流の実施や、インセンティブを引き出すような給与体系が可能となるメリットがある。また、業務の性質に応じて民間資金の導入等も可能となる（注）。

（注）独立行政法人には運営費交付金が交付されるため、人員削減に実質が伴っていないとの批判がなされることがあるが、非公務員型独立行政法人化は、民間委託の推進等と同様、組織マネジメントで重要な要素である職員の人事管理面を含めて、効率性を高め低コストで事業が実施できるように、より民間に準じた業務運営を促すことができる仕組みである。

今回の検討では、一部の事項の非公務員型独立行政法人化について結論が得られたが（注）これは、有識者会議として、その他の部分の業務について独立行政法人化がなじまないと判断したものではない。そもそもこのような検討が必要な業務は、今回有識者会議で取り上げた事項に限られるものではない。政府のあらゆる業務について不断の見直しを行い、政策の実施に当たる業務について、引き続き非公務員型の独立行政法人化について検討を行うことが望まれる。特に、重要方針の特別会計改革等に基づき独立行政法人化の検討を行う際には、非公務員型独立行政法人化について検討すべきである。

（注）今回、非公務員型独立行政法人化の検討を要請したもののうち、結論が得られたのは、北海道開発関係のうち技術開発関連業務等、森林管理関係のうち人工林関係業務、国立高度専門医療センター関係及び気象庁の気象研究所である。

）業務の執行体制や運営方法についての不断の見直し

政府全体としての定員の純減目標の達成を確実なものとするためには、当会議が検討対象として取り上げた事項以外についても、今後、総人件費改革の実施期間を通じて、業務の執行体制や運営方法について不断の見直しを行い、業務運営の効率化を通じた定員の削減を進めることが必要である。

この関連で、重要方針にも挙げられている地方支分部局等の見直し及びIT化による業務のスリム化という横断的な取組が重要である。後者については、特に人事・給与等、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費等の各省共通の内部管理業務についてスリム化を進めるべきである。

こうした取組は、毎年度の予算編成過程等を通じて、国の行政機関の定員・組織の管理や電子政府の推進を担当する総務省行政管理局が徹底していく必要がある。

2 有識者会議における検討結果

有識者会議としての指摘は、以下の(1)及び(2)のとおりである。以下の各事項に共通して、業務内容の見直しに合わせて管理業務の一層のスリム化を進め、組織マネジメントの効率性向上に努めるべきである。

(1) 重点8事項等について

重要方針に列挙された重点8事項については、1月6日の閣僚懇談会において、行政改革担当大臣から関係閣僚に対して、業務の大胆かつ構造的な見直しを行い、定員の大幅な純減のための具体的な方策を検討し、報告するよう要請を行った。その後、3月にヒアリングを一巡し、必要に応じて4月以降再ヒアリングを行った。重要方針に列挙された重点8事項に対する有識者会議としての指摘は、以下のとおりである。

< 行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理 >

) 農林統計関係

ア 農林水産省による業務見直しと定員合理化の内容

関係定員(平成17年度末。以下同じ) 統計部門4,132人、情報部門876人の計5,008人
(注) 地方農政局(7) 統計部、統計・情報センター(266)等に配置

統計部門4,132人について、品目横断的経営安定対策への転換等の農政改革を踏まえ、以下のとおり、1,904人の定員を純減する。

- 実査業務2,563人について、国の職員による実地調査を原則廃止することにより、1,167人を純減
 - 企画・取りまとめ業務1,174人について、実査業務の合理化に合わせて業務の大幅な合理化を行い、538人を純減
 - 管理業務395人について、業務の合理化に合わせて199人を純減
- 情報部門876人について、業務内容の重点化により、502人の定員を純減する。

イ 有識者会議としての指摘

農政改革の進展に応じて、期間中においても統計調査の必要性や情報業務の内容を見直すこと。

職員による実地調査を当面存続させる統計調査について、農業者が自ら記帳できるようにするなどの方策を進め、調査員調査、郵送調査への移行を更に進めること。

今回の定員純減を踏まえて、統計・情報センター等の関連組織の統廃合を大胆に実施すること。

情報部門について、今回の業務見直しと定員純減を踏まえ、既存の広報業務との関係を整理し、部門の廃止を含めて、在り方を抜本的に見直すべきであると考えます。

) 食糧管理関係

ア 農林水産省による業務見直しと定員合理化の内容

関係定員 主要食糧部門 3,297 人、消費・安全部門 4,096 人の計 7,393 人

(注) 地方農政局(7)及び地方農政事務所(39)に配置

主要食糧部門 3,297 人について、米政策改革の具体化の状況や農政改革を踏まえ、以下のとおり、1,647 人の定員を純減する。

- 主要食糧の備蓄運営・国家貿易業務 983 人について、事務手続に係るシステム最適化により 266 人を純減
 - 農産物検査業務 381 人について、民間検査の精度向上・定着状況を踏まえた国の関与の縮減により 123 人を純減
 - 米穀の生産調整及び米麦の生産・流通調査業務 1,384 人について、生産調整及び調査業務の見直しにより 921 人を純減
 - 管理業務 549 人について、業務の合理化に合わせて 337 人を純減
- 消費・安全部門 4,096 人については、業務の見直し・効率化により、549 人の定員を純減する。
- 食品表示監視業務 2,027 人について、実施方法等の見直しにより 314 人を純減
 - 食品価格・需要動向調査業務 94 人について、調査方法の見直しにより 47 人を純減
 - 管理業務 601 人について、業務の合理化に合わせて 188 人を純減

イ 有識者会議としての指摘

米政策改革や農政改革の進展を踏まえ、期間中においても仕事のやり方自体を見直すなど、今後とも不断の業務見直しを行うこと。

主要食糧の備蓄運営・国家貿易業務について、ITの活用、民間委託の推進により、一層の減量・効率化を推進すること。

農産物検査、米穀の生産調整業務について、国が行う検査から民間検査への移行及び農業者・農業者団体が主体的に行う需給調整システムの趣旨を踏まえ、国による関与を極力限定し、一層の減量・効率化を推進すること。

今回の定員純減を踏まえ、地方農政事務所等における関連組織の統廃合を大胆に実施すること。

食品表示監視業務について、事業者による法令遵守を基本として、巡視対象の選定を工夫することや非公務員の活用など、仕事のやり方自体を不断に見直すとともに、消費・安全部門のその他の業務についても、業務定着に合わせて効率化を進めるべきであると考えます。

) 北海道開発関係

ア 国土交通省による業務見直しと定員合理化の内容

関係定員 北海道開発局の定員 6,283 人

(注) 道路部門約 2,300 人、治水部門約 1,100 人、港湾空港部門約 460 人、農業・水産部門約 1,180 人、総務部門その他約 1,250 人

事務事業等の見直しにより、以下のとおり、計 1,003 人の定員を純減する。

- 事務所・事業所等の統廃合の推進、開発建設部の内部組織の統合等、組織体制・業務処理体制の抜本的見直しにより 355 人を純減

- 現場技術業務、道路巡回業務等の民間委託を大幅に拡大することにより 400 人を純減
- 札幌開発建設部と石狩川開発建設部を統合し、内部管理部門を合理化することにより 50 人を純減
- 「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案」の施行及び北海道による所定の事業の委譲受け入れにより 60 人を純減
- 防災・技術センター等で実施している技術開発関連業務等を独立行政法人土木研究所に移管することにより 138 人を純減

イ 有識者会議としての指摘

開発建設部について、今後とも統合による組織のスリム化等の体制の見直しを検討すること。

北海道の開発に関して、実施主体別や事業種別ごとの縦割りを排して、総合的かつ効率的な事業の実施に努めるべきであると考えます。

< 包括的・抜本的な民間委託等 >

) ハローワーク関係及び労働保険（労災）関係

（注）追加検討要請事項のうち、「労働保険（労災）関係」についても合わせて検討した。

ア 厚生労働省による業務見直しと定員合理化の内容

関係定員 公共職業安定所の定員 12,164 人、労働保険（労災）業務関係定員 5,121 人（うち、107 人は公共職業安定所の定員と重複）の計 17,178 人

事務事業の見直しにより、定員管理による純減のほか、以下のとおり、計 738 人の定員を純減する。

- 職業紹介関連業務約 6,000 人について、定型的な相談対応やセミナー実施業務等の民間委託、人材銀行や求人開拓業務の市場化テストによる民間委託により、501 人を純減
- 労働保険の適用・徴収関連業務約 2,700 人について、入力・発送等の定型的業務の民間委託化、社会保険との共通滞納事業所に対する滞納整理の一元化等により、202 人を純減
- 雇用保険三事業の助成金の審査・支給業務約 500 人について、業務の効率化により、35 人を純減。また、今後結論を得ることとしている雇用保険三事業の見直しの結果に従い、関連する定員の更なる見直しを検討する。

滞納整理や調査の一元的実施等により、社会保険・労働保険の徴収事務等の一元化を更に進めるとともに、保険料の計算・賦課・納付に関し、事業主の利便性の向上等を図る観点から、賃金総額に着目する方法を社会保険に活用することを含め、引き続き、その在り方の検討を行う。

イ 有識者会議としての指摘

職業紹介業務については、国がセーフティネットの機能を維持するとしても、社会経済情勢の変化に応じて、条約との整合性を検討しつつ、民間参入の拡大や包括的な民間委託など、その業務の在り方について抜本的な見直しを行うこと。

雇用保険三事業については、国民の批判を真摯に受けとめ、廃止を含めた徹底的な見直しを行い、できる限り早期に結論を得るとともに、検討結果に応じて抜本的な定員の純減を行うこと。

社会保険・労働保険の適用・徴収業務については、統合的な情報システムを構築しつつ、必要な制度整備を含めて一元化の取組を着実に進めること。また、組織や庁舎の統廃合を念頭に置きつつ、実施体制の効率化や利用者の利便性の向上を更に推進すること。

) 社会保険庁関係

ア 厚生労働省による業務見直しと定員合理化の内容

関係定員 社会保険庁の定員 17,365 人

(注) 本庁 870 人、地方社会保険事務局約 3,700 人、社会保険事務所約 12,800 人

「社会保険庁の組織・業務改革に伴う人員削減計画」(注)に基づき、最大限の前倒しをして実施することにより、以下のとおり、今後 5 年間で計 3,000 人以上の定員を純減する。

- 政府管掌健康保険の公法人への移管で 2,000 人程度を純減
- 業務の外部委託化等で 1,000 人以上を純減

(注) 平成 17 年 12 月策定。平成 18 年度から 7 年間で、政府管掌健康保険の公法人(非公務員型)への移管(約 2,000 人)を含めて、17 年度の人員に比較し、常勤公務員の定員を 20% 以上(約 3,500 人)純減する。

滞納整理や調査の一元的実施等により、社会保険・労働保険の徴収事務等の一元化を更に進めるとともに、保険料の計算・賦課・納付に関し、事業主の利便性の向上等を図る観点から、賃金総額に着目する方法を社会保険に活用することを含め、引き続き、その在り方の検討を行う。

イ 有識者会議としての指摘

社会保険庁改革を急ぎ、現行の業務フローの見直し、法令遵守の強化も含め、仕事のやり方自体の改革を早急に進めること。

新組織の発足後も、事業運営の効率性等を厳しく評価しつつ、不断に改革を進めていくこと。また、総人件費の改革期間が 5 年間であることを踏まえ、改革のスピード感を重視し、前倒しの努力を引き続き行うこと。

社会保険・労働保険の適用・徴収業務については、統合的な情報システムを構築しつつ、必要な制度整備を含めて一元化の取組を着実に進めること。また、組織や庁舎の統廃合を念頭に置きつつ、実施体制の効率化や利用者の利便性の向上を更に推進すること。

）行刑施設関係

ア 法務省による業務見直しの内容

関係定員 17,645 人

(注1) 総務部門約 2,400 人、処遇部門約 10,550 人、医務部門約 900 人 等

(注2) 刑務官等の公安職職員 16,739 人、行政職職員 333 人、医療職職員 573 人

従来から民間委託を実施している非権力的な業務について民間委託数を平成 18 から 22 年度の間 719 ポスト増まで拡大(17 年度の 617 から 1,336 へ)する。

内訳としては、行刑施設本所において、(1)総務系業務の庶務について 115 ポスト増、会計事務について 117 ポスト増、用度事務について 316 ポスト増、(2)処遇系業務について 140 ポスト増、(3)医務系業務について 31 ポスト増である。

平成 19 及び 20 年度開所予定の P F I 刑務所 2 か所については、職員必要数(法務省想定人数)627 人中 290 人(46%)を民間委託の予定である。

今後も新設刑務所や新設と同等の大規模な修繕・改築を行う刑務所において、特区制度を活用した大幅な民間委託を積極的に検討していく。また、P F I 方式による包括的民間委託以外にも、特区制度の活用が可能な具体的事案について、地方自治体等から提案があれば、積極的に検討していく。

行刑施設は、被収容者の増加を背景に近年職員定員の大幅な増が行われている分野であるが、以上の措置により増員幅の抑制に努める。

イ 有識者会議としての指摘

P F I 方式や構造改革特区の活用など、考え得る手法を総動員して、民間委託の拡大を積極的に検討することにより、増員幅の一層の抑制に努めること。

特に、行政職職員の配置も含め総務部門等の非権力的な業務について更に見直しを行い、民間委託を行う業務の範囲及びポスト数の拡大を検討すること。

<非公務員型独立行政法人化等>

）森林管理関係

ア 農林水産省による業務見直しと定員合理化の内容

関係定員 国有林野事業特別会計の定員 5,264 人

(注) 林野庁国有林野部 189 人、森林管理局(7局)5,056 人(このうち、森林管理署(98 署)、森林事務所(1,256 か所)等に計 3,800 人程度)

業務・定員のスリム化により 440 人の純減を行う。

非公務員型独立行政法人へは、人工林の整備、木材販売やそれと一体的に実施することが合理的な業務を移行することとし、治山事業、森林計画の策定、天然林の管理・保全等は、引き続き国が責任をもって実施する。法人には 1,970 人が移行する。

イ 有識者会議としての指摘

国に残る業務にせよ、法人に移行する業務にせよ、具体的な組織体制の検討に当たっては、各組織が非効率な形態にならないよう精査すること。

区分経理の在り方など、今後の特別会計改革の中で検討される事項についての結論を踏まえ、更に精査し、それに応じて定員の合理化を図ること。

) 国立高度専門医療センター関係

ア 厚生労働省による業務見直しと定員合理化の内容

関係定員 国立高度専門医療センターで計 5,629 人

(注)国立がんセンター1,325 人、国立循環器病センター996 人、国立精神・神経センター1,062 人、国立国際医療センター1,074 人、国立成育医療センター740 人、国立長寿医療センター432 人

ナショナルセンターとしての役割・位置付けを充実発展させるための条件を担保するのに必要な制度的・財政的な措置(センターの意見の主務大臣による尊重の担保、借入金(約 2,300 億円)の償還等)を講じた上で、非公務員型独立行政法人とすることを検討する。

(注)国立国際医療センターの国際医療協力に係る定員(61 人)の一部等については本省移管を検討するとしている。

独立行政法人化された国立高度専門医療センターの形態をセンターごとの個別の法人とするか統合した1個の法人とするかについては、法人の詳細設計の段階で最終的な結論を得るべく、各センターの果たす機能を踏まえながら更なる検討を行う。

イ 有識者会議としての指摘

法人化するまでの間及び法人化した後の姿を含め、業務の効率化や債務の返済計画などについて積極的な検討を行い、必要な措置を講ずること。

法人の形態の検討に当たっては、法人を統合して共通業務の集中による効率化を図ることが大きな方向であることに留意するとともに、どのような法人形態であっても、主務大臣の定める中期目標の下で、業務運営の効率化を図っていくこと。

(2) 追加検討要請事項等について

追加検討要請事項については、関係各省において自ら定員の純減に向けた業務の大胆かつ構造的な見直しを行い、個別具体的な取組方針を検討し、報告するよう、2月10日の閣僚懇談会で行政改革担当大臣から関係閣僚に対して要請を行った。その後、4月の会議において、関係各省から検討状況の報告を聴取した。また、防衛施設関係については5月に防衛庁から報告を聴取した。追加検討要請事項等に対する有識者会議としての指摘は、以下のとおりである。

) 登記・供託関係

ア 法務省による業務見直しと定員合理化の内容

関係定員 登記・供託関係で計 10,253 人（登記関係 9,982 人、供託関係 271 人）

（注）法務局（8）、地方法務局（42）、支局（287）、出張所（262）に配置

以下の業務見直しにより、計1,588人（定員合理化計画による削減数を一部含む。このうち、業務見直しによる純減数についてはなお精査を要する）を削減目標数とする。

- 登記事項証明書交付等の証明事務（乙号事務）における市場化テストの実施により民間委託を実施することで、乙号事務専従職員について 1,181 人を削減
- 平成 19 年度から 22 年度に約 120 庁の登記所を統廃合することにより、57 人を削減
- 登記のオンライン申請率の向上の取組により、不動産登記、商業法人登記等申請事件処理事務（甲号事務）のオンライン利用率 50%を実現することで、350 人を削減

イ 有識者会議としての指摘

市場化テストの実施に当たっては、発注内容等を最大限に工夫して、できるだけ多くの企業が入札に参加できるようにするとともに、入札企業の業務上の工夫が活かされるようにすることで、民間活力を最大限に活用すること。

オンライン申請の利用促進のため、利用者にとって使いやすいシステムの改善に積極的に取り組むこと。

登記の甲号事務について、民間の生産管理手法を参照するなどにより、業務フローを抜本的に見直すこと。

地図情報システムの導入による効率化に伴う定員削減及び登記所の統廃合による定員削減の更なる積増しの検討について、できる限り早期に結論を得て、定員を合理化すること。

なお、限られた時間の中で今回結論を得るに至らなかったが、有識者会議として、この業務について非公務員型独立行政法人化がなじまないとの判断をしたものではない。

）国有財産管理関係

ア 財務省による業務見直しと定員合理化の内容

関係定員 1,777 人

（注）財務局等（10）、財務事務所（40）、財務出張所（13）に配置

業務の見直しと定型的業務の更なる民間委託の実施により、以下のとおり、計 181 人の定員を純減する。

- 行政財産関係について、IT の活用等により 76 人を純減
 - 普通財産関係について、IT の活用等及び民間委託により 81 人を純減
 - 公務員宿舍関係について、IT の活用等及び民間委託により 24 人を純減
- 今後 5 年間は、新規増員要求を行わない。

イ 有識者会議としての指摘

政府の資産・債務改革の一環として、国有財産の有効活用・民間活用、売却促進を進めることが重要であり、この観点から、定型的業務の民間委託に限らず、高度利用

等のノウハウを有する民間部門などの知見を活用するための工夫を行うこと。

財務出張所の業務の整理・縮小に努めるとともに、その在り方を見直して、統廃合を実施することが望まれる。

資産売却を進めていくことにより管理対象である国有財産のストックが減少すると考えられることから、これに合わせて、一層の減量・効率化を推進することが望まれる。

なお、限られた時間の中で今回結論を得るに至らなかったが、有識者会議として、この業務について非公務員型独立行政法人化がなじまないとの判断をしたものではない。

) 官庁営繕関係

ア 国土交通省による業務見直しと定員合理化の内容

関係定員 国土交通省の官庁営繕部門の定員 1,199 人

(注) 本省官庁営繕部 226 人、地方整備局営繕部 866 人、北海道開発局営繕部 107 人

以下の事務事業の見直しにより、計 122 人の定員を純減する。

- 保全の基準の設定及び実施の勧告・指導に関する業務 217 人について、「保全業務支援システム」の利用の普及促進により、保全の実地指導に関する業務の 40 人を純減するとともに、保全実態調査の評価・分析等に関する業務を 25 人純減
- 位置・規模・構造の基準の設定及び実施の勧告、危険庁舎等の改築・修繕の勧告に関する業務 421 人について、基礎的調査業務の民間委託の拡充により、36 人を純減
- 国家機関の建築物の企画・調達に関する業務 363 人について、企画段階における関係機関との調整の充実強化により、発注条件の設定に関する業務の 10 人を純減するとともに、入札契約の運用に係るマニュアル化の促進により、調達に関する業務を 11 人純減

イ 有識者会議としての指摘

国の建築物の整備・保全について、施設管理者や民間との役割分担を踏まえ、引き続き合理化・効率化に努めるべきであるとする。

なお、限られた時間の中で今回結論を得るに至らなかったが、有識者会議として、この業務について非公務員型独立行政法人化がなじまないとの判断をしたものではない。

) 国土地理院関係

ア 国土交通省による業務見直しと定員合理化の内容

関係定員 国土地理院の定員 797 人

(注) 本院 562 人、測地観測所(2) 10 人、地方測量部(9) 216 人、沖縄支所 9 人

以下の事務事業の見直しにより、計 70 人の定員を純減する。

- 公共測量の指導・調整に関する業務約 90 人について、業務の外部委託により、13 人純減するとともに、測量成果に係る審査業務について第三者機関による検定の活用

の拡充による業務の合理化により、7人を純減

- 国土の位置・形状の規定及び提示に関する業務約300人について、地図の修正に係る基本情報調査業務等の外部委託を含む業務の合理化により、13人を純減
- 地理情報の共有化・高度利用の推進に関する業務約120人について、GISの開発・導入等による業務の合理化により、10人を純減
- 内部管理業務約180人について、電子処理の推進、業務処理の集中化等により、27人を純減

大規模災害等現状では予測し難い状況への対処を除き、今後5年間は、新規増員要求を行わない。

イ 有識者会議としての指摘

引き続き管理部門の合理化・効率化に努めるべきであるとする。

なお、限られた時間の中で今回結論を得るに至らなかったが、有識者会議として、この業務について非公務員型独立行政法人化がなじまないと判断をしたものではない。

)自動車登録関係

ア 国土交通省による業務見直しと定員合理化の内容

関係定員 930人

(注)運輸支局等(52)、自動車検査登録事務所(36)に配置

業務の見直し、更なる民間委託の実施により、以下のとおり、計138人の定員を純減する。

- 登録業務のうち登録事項等証明書の交付業務について、民間委託により10人を純減
 - その他の登録業務について、業務効率化により108人を純減
 - 回送運行許可等の登録関係業務について、業務効率化により20人を純減
- 今後5年間は、新規増員要求を行わない。

イ 有識者会議としての指摘

自動車検査登録特別会計及び自動車損害賠償保障事業特別会計の統合後に、自動車登録業務を含む両特別会計の業務について重要方針に定められた検討を行う際には、非公務員型独立行政法人化についても検討すること。

自動車保有関係手続のワンストップサービスの拡大及びその利用率の向上に努め、着実に定員の合理化を図ること。

)気象庁関係

ア 国土交通省による業務見直しと定員合理化の内容

関係定員 気象庁の定員5,958人

(注)本庁1,201人、地方支分部局4,188人(管区気象台(5)、地方気象台(47)、測候所(46)等)、施設等機関569人(気象研究所、気象衛星センター、高層気象台、地磁気観測所及

び気象大学校)

以下の事務事業の見直しにより、定員管理による純減のほか、192人の定員を純減する。

- 気象庁の研究部門である気象研究所 174人について、研究者の積極的な人材交流及び多様な研究資金の活用の実現の観点から非公務員型独立行政法人に移行する。
- 測候所 46か所計 454人について、解説業務の遠隔化、観測業務の可能な限りの自動化を実施することとし、平成 18年度から 22年度までの5年間で原則廃止することにより、18人を純減(測候所の原則廃止による削減数全体は 338人)。

イ 有識者会議としての指摘

気象大学校において、4年間職員の身分で給与支給しつつ毎年 15人の地方気象台中核的な要員を育成するシステムについて、その必要性や効率性について評価を実施し、結果を公表すること。

(注) 気象大学校の卒業生は、毎年 15人である。このほか、気象庁では、主に地方気象台要員として、約 60人の種(理工系)採用者(普通大学卒業者)がある。

機械化・自動化の進展等を反映した予報・観測業務の一層の効率化について、毎年度の厳格な定員管理の枠組みの中で厳しくチェックを行い、更なる定員の純減数の確保に取り組むこと。

なお、気象研究所を除いて、限られた時間の中で今回結論を得るに至らなかったが、有識者会議として、この業務について非公務員型独立行政法人化がなじまないと判断をしたものではない。

) 防衛施設関係

ア 防衛庁からの状況報告の内容

関係定員 防衛施設庁の定員 3,103人

(注) 本庁 552人、防衛施設局 2,551人

防衛施設に係る競売入札妨害容疑で防衛施設庁の現職幹部が逮捕された事案を受け、防衛施設庁を解体するとともに、全庁的な観点から見直しを行い、新たな防衛組織を構築することとし、検討を進めている。

- 防衛施設庁の業務について、原則として、総務・会計などの組織管理業務と、基地周辺対策など地方自治体や国民との関係に焦点を当てた業務は内部部局に、施設取得を中心とする調達に係る業務は透明性の高い実施部門に移管する。
- 防衛施設局を地域と防衛行政の接点を担う地方支分部局に再編し、また、全庁的な立場から監査・監察を行う組織・部局を新設する。

6月末までに組織改編案の概要を提示した上、8月末に概算要求を行う予定。

イ 有識者会議としての指摘

新たな防衛組織の構築の検討に当たっては、組織・定員の徹底したスリム化を基本

方針として明確にすること。

調達に係る業務を処理する「透明性の高い実施部門」の組織の在り方については、所管省庁との間には相互牽制機能が働かないといった独立行政法人制度の特性に十分に留意して検討すること。

概算要求時の新組織と関連定員については、組織・定員管理当局においてこれを厳格にチェックすること。

(3) 地方支分部局等の見直し及びIT化による業務のスリム化

地方支分部局等の見直し及びIT化による業務のスリム化については、5月に総務省行政管理局からその取組状況について説明を聴取した。同局では、例年機構・定員審査過程で行っている「減量・効率化方針」の改定作業を前倒しして実施し、地方支分部局については、その業務を見直し、「厳格な定員管理」分として、地方支分部局の系統ごとに改革期間中(平成18~22年度)の定員合理化数を明示するとともに、IT化については、業務・システムの「最適化計画」策定による各府省の定員合理化効果を算定した(別紙3参照)。

当会議が取り組んだ上記(1)及び(2)の重点事項等に加え、このような地方支分部局の見直しやIT化による業務のスリム化に重点的に取り組むことによって定員合理化を図るとともに、メリハリをつけつつ増員を厳しく限定することにより、純減目標が確実に達成されることを期待する。

なお、同局では、当会議で取り組んだ事項も含め、地方支分部局の見直し全体の取組内容を明らかにすることとしているが、これは国民の理解を得つつ改革を進める上からも重要であり、適時に取りまとめられることを望みたい。

3 配置転換、採用抑制等の枠組みについて

個別事項について事務事業の見直しを行い、国の行政機関の定員の純減を進めるに当たっては、行革推進法第45条第2項にも示されたとおり、これら事務事業に従事する職員の異動を円滑に行うため、府省間を含む配置転換や研修、採用抑制の仕組みを構築し、実行していくことが必要である。配置転換、採用抑制等の取組を進めるに当たっては、職員の雇用の確保を図ることが重要であると同時に、公務能率の維持・向上にも十分配慮することが必要である。また、その円滑な推進のため、職員及び職員団体の理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

これについては、3月31日の行政改革推進本部において、「総人件費改革の実行に伴う国家公務員の配置転換、採用抑制等の枠組みについて」(別紙4参照)が了承された。その内容については、配置転換、採用抑制等を円滑に進めるための全体計画を策定し、内閣に国家公務員雇用調整本部(仮称)を設置して政府全体で配置転換、採用抑制等の取組を進める体制を整えるなどとともに、国の行政機関以外への移籍等に係る措置にも取り組むなど、職員の雇用確保を図りつつ多様な選択肢を提示することにより円滑な異動を進めることが検討されているものと考え、国家公務員雇用調整本部の早急な体制作り等一層の努力が求められる。

要合理化部門からの配置転換の受入れのために、平成19年度から22年度までの間、職域・職種によっては少なくとも3割程度の採用抑制が必要と見込まれているが、具体的には個別事項の定員純減により必要となる配置転換数に見合った分の採用抑制が必要となるものであり、人数の早急な精査が必要である。

配置転換の円滑な実施のためには、地域、年齢、職種などの要素をも考慮しつつ進めるとともに、受入れ機関等における適切な育成・研修や配置に努めるなど、公務能率の維持・向上にも配慮することが求められる。

行政減量・効率化有識者会議

座長	いいた 飯田	まこと 亮	セコム株式会社取締役最高顧問
座長代理	あさくら 朝倉	としお 敏夫	読売新聞東京本社常務取締役論説委員長
	おうみ 逢見	なおと 直人	日本労働組合総連合会副事務局長
	おきな 翁	ゆり 百合	(株)日本総合研究所主席研究員
	おばた 小幡	じゅんこ 純子	上智大学大学院法学研究科教授
	かしたに 榎谷	たかお 隆夫	日本公認会計士協会理事
	きくち 菊池	てつろう 哲郎	毎日新聞社論説委員長
	たかはら 高原	けいいちろう 慶一郎	ユニ・チャーム株式会社代表取締役会長
	とみた 富田	としき 俊基	中央大学法学部教授
	ふなだ 船田	むねお 宗男	フジテレビジョン報道局解説委員主幹
	みやわき 宮脇	あつし 淳	北海道大学大学院法学研究科教授
	もり 森	さだのり 貞述	愛知県高浜市長

重要方針の閣議決定から「最終取りまとめ」までの検討経緯

(行政減量・効率化有識者会議開催実績)

平成18年5月

12月 24日	<「行政改革の重要方針」の閣議決定>
1月 6日	<行政改革担当大臣から関係閣僚に対し8事項の検討要請>
31日	【第1回会議】 総人件費改革の実行計画等について(事務局) 国の行政機関の定員管理及び減量・効率化の取組について(総務省行政管理局) 各府省への追加検討要請事項について(意見交換)
2月 8日	【第2回会議】 各府省への追加検討要請事項について(討議・決定)
10日	<行政改革担当大臣から関係閣僚に対し7事項の追加検討要請> <政府行政改革本部「行政改革推進法(注1)案の概要」了承>
3月 10日	<行政改革推進法案、閣議決定> 【第3回会議】 1月6日検討要請事項の各省ヒアリング(農林統計関係、食糧管理関係、森林管理関係)
16日	【第4回会議】 1月6日検討要請事項の各省ヒアリング(国立高度専門医療センター関係、ハローワーク関係及び労働保険(労災)関係、行刑施設関係) 配置転換、採用抑制等の枠組みの検討状況(事務局)
22日	【第5回会議】 地方支分部局・IT化についての検討状況(総務省行政管理局) 報告要請4事項についての報告(事務局) 1月6日検討要請事項の各省ヒアリング(社会保険庁関係、北海道開発関係)
24日	【第6回会議】 中間取りまとめについて(討議)
30日	【第7回会議】 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">「中間取りまとめ」(討議・決定)</div>
31日	<政府行政改革本部「配置転換、採用抑制等の枠組みについて」(注2)了承> <行政改革担当大臣から各閣僚に対し協力要請>

4月

- 7日 【第8回会議】
2月10日追加検討要請事項の各省ヒアリング（登記・供託関係、自動車登録関係、気象庁関係）
配置転換、採用抑制等の枠組みについて（事務局）
- 14日 【第9回会議】
2月10日追加検討要請事項の各省ヒアリング（国有財産管理関係、官庁営繕関係、国土地理院関係）
- 20日 <行政改革推進法案、衆議院本会議可決 参議院へ送付>
- 21日 【第10回会議】
1月6日検討要請事項の再ヒアリング（農林統計関係、食糧管理関係、森林管理関係）
- 28日 【第12回会議】（注3）
1月6日検討要請事項の再ヒアリング（北海道開発関係、社会保険庁関係、ハローワーク関係及び労働保険（労災）関係）
国立高度専門医療センター関係、行刑施設関係に係る検討状況（事務局）

5月

- 12日 【第14回会議】
防衛施設関係のヒアリング
北海道開発関係の再々ヒアリング
2月10日追加検討要請事項に係る検討状況（事務局）
- 16日 【第15回会議】
最終取りまとめについて（討議）
- 19日 【第16回会議】
地方支分部局・IT化についての検討状況（総務省行政管理局）
最終取りまとめについて（討議）
- 26日 <行政改革推進法案、参議院本会議可決 「行政改革推進法」成立>
- 30日 【第17回会議】

「最終取りまとめ」（討議・決定）

（注1）正式には、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」

（注2）正式には、「総人件費改革の実行に伴う国家公務員の配置転換、採用抑制等の枠組みについて」

（注3）第11、13回会議では、総人件費改革以外の議題を討議

国民から寄せられた御意見について

国の行政機関の定員(33.2万人)の純減に向けて業務の大胆かつ構造的な見直しの検討に当たっては、その議論の透明性が確保されるよう努めてきた。例えば、当会議の席上配付資料は、会議開催当日中にホームページにおいて毎回公表し、また、会議終了後には毎回座長等が記者会見を開き、マスコミを通じて会議内容を広く国民に公表するとともに、議事概要を作成し、有識者会議の考え方を広く発信してきた。発信する一方で、国民の皆さまから幅広く忌憚のない御意見をいただき、受信することも配慮してきた。

第1回会議(1月31日(火))終了後から5月末までにインターネットを通じて寄せられた御意見は4,000件超にのぼり、このほか事務局には封書等で多数御意見が寄せられた。具体的には、

【慎重論】

- ・安全・安心が叫ばれる昨今において、治安関係や食・住の安全などは国家が責任をもって取り組むべき事項であって、この分野も対象に含めた定員純減は行うべきではない。
- ・定員純減により行政サービスの質が低下しないか。

【積極論】

- ・いま国家財政は火の車だから、総人件費の削減のため、国家公務員を5年間で5%以上純減させることは当然だ。
- ・5%では足りない、もっとやるべきだ。
- ・地方への権限委譲による国の組織の見直しを行うべきだ。
- ・民間委託をさらに進めることはよいことだ。

【方法論】

- ・配置転換の受け入れ先は十分確保すべきだ。
- ・定員純減だけでなく、給与制度の見直しを行うべき。

といったもののほか、特定の行政分野の定員純減に関する御意見も多数寄せられた。

また、話題は国の行政機関の定員純減にとどまらず、行政改革全般、さらには立法府、司法府の定員純減の話まで多岐にわたった。

これらすべての御意見は、毎回、会議の席上に配付され、委員各位の検討に供されるとともに、議論の参考とさせていただいた。

御意見をお寄せいただいた国民の皆さまに対してこの場を借りて感謝の意を表す。政府においては、引き続きその業務の見直しを行う際にも、国民の視線を十分意識して取り組むことが重要である。

国の行政機関の定員の純減に向けて

～ 国民の皆さまから御意見を募集～

事務局

ホームページにおける投稿画面



御意見募集等について政府広報等で国民にPR

突出し広告(全国紙、ブロック紙、地方紙)

3月6日(月)～3月12日(日)まで

4月5日(水)～4月9日(日)まで

広報誌『Cabiネット』(2月15日号、3月1日号、4月15日号)

広報誌『時の動き』(3月号)

小泉内閣メールマガジン第223号(2月23日)

そこが聞きたい! 構造改革(フジテレビ系列)3月第1,2日曜

地方公共団体に対して広報の協力要請

など

ホームページに寄せられた御意見総件数

1月31日(募集開始)～5月28日(締切)まで・・・4,236件

御意見は、行政減量・効率化有識者会議に毎回席上配付

地方支分部局等の見直し及びIT化による業務のスリム化についての 総務省行政管理局の取組内容(総務省行政管理局資料)

<地方支分部局等の見直し>

業務の見直しについては、重要方針を踏まえ、民間委託等によるアウトソーシングの推進、IT化に伴う業務改革等に取り組んだ。その結果、現行の「減量・効率化方針」のうち今回の見直しに係る項目は96項目から168項目に拡大した。

定員については、初めて地方支分部局の系統ごとに中期的な定員合理化数を計上するなど、地方支分部局に重点を置いた定員合理化を目指すこととしている。現段階では、有識者会議(行政改革推進事務局)で見直しを進めている事項も含め、「厳格な定員管理」分として、2万人程度を超える定員合理化を実施することとなる見込みである。

機構については、別添1に定める措置を講ずるとともに、重要方針及び既往の閣議決定等に基づき、今後の事務・事業の見直し及び定員の純減の進展等に併せて、引き続き、その統合、廃止及び合理化を推進することとし、結論を得られたものについて逐次実施に移す。その際、IT化の進展、競争の導入による公共サービスの改革の進展、中央省庁等改革の実施状況の点検及び道州制の導入に係る議論その他地方分権推進の状況等を踏まえる。

なお、引き続き作業を進め、政府の方針決定に当たっては、重点8事項及び追加検討要請事項に係る地方支分部局の事務・事業の見直し内容及び定員合理化数等も含め、地方支分部局の見直し全体の取組内容を明らかにする。

<IT化による業務のスリム化>

平成17年度末までに策定された業務・システム(内部管理業務、個別業務・システム等)の「最適化計画」(76分野)において、業務処理過程の重複の排除、システムの共通化・一元化等により算出された業務処理削減時間を基に定員合理化数を算定した。

この結果、非常勤職員・地方公共団体等の業務の軽減、平成23年度以降の定員合理化効果を除き、国の行政機関(33.2万人ベース)で9,700人以上の定員合理化(うち4,412人は内部管理業務関係)が見込まれる。なお、IT化に係る定員合理化数は、地方支分部局でのシステム運用の例も多いことから、地方支分部局における定員合理化数と相当程度重複する。

具体的な見直し内容は、「地方支分部局の見直しについて」(別添1)及び「最適化計画による合理化見込み数について」(別添2)を参照

地方支分部局の見直しについて

省庁名	地方支分部局系統名	17年度末定員	定員合理化数	事務事業見直しの主な内容
内閣府	沖縄総合事務局	1,039	99以上	・旧食糧事務所、農林水産統計業務の合理化 ・公共事業関連業務の合理化 ・三位一体の改革による補助金の廃止等に伴う関係部門の合理化
宮内庁	京都事務所	77	5以上	・施設管理、樹林管理等業務の合理化
公正取引委員会	地方事務所	166	13以上	・アウトソーシングの推進等による総務関係業務の効率化 ・独占禁止法等に係る相談対応、指導、調査等の業務の効率化・合理化
警察庁	管区警察局	4,546	317以上	・技能労務職員の業務の効率化 ・都道府県情報通信部の業務の民間委託による合理化 ・都道府県情報通信部の業務の効率化 ・内部管理業務の効率化・合理化
防衛施設庁	防衛施設局	2,551	235以上	・防衛調達CALS/E C等の利用促進の徹底による事務全体の効率化 ・業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化 ・技能・労務職員の採用抑制、民間委託等の推進による合理化 ・インターネット等の活用による採用事務の効率化 ・公共事業関連業務の見直し、民間委託等による合理化 ・営繕業務の民間委託の推進による業務の合理化 ・内部管理業務の効率化・合理化 *以上のほか、2(2)「防衛施設関係」を参照
総務省	管区行政評価局	903	69以上	・ITの活用による業務実施体制の見直し ・アウトソーシングの推進
	総合通信局	1,510	145以上	・ITの活用による業務実施体制の見直し ・アウトソーシングの推進 ・無線局検査の民間能力の活用 ・総合通信局出張所の廃止
法務省	矯正管区	171	2以上	・管内の矯正施設における共済事務の集約 ・宿舍管理業務の民間委託の推進等による合理化
	法務局	11,622	1,032以上	・法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合による合理化 ・宿舍管理業務の民間委託の推進等による合理化 *以上のほか、2(2)「登記・供託関係」を参照
	地方更生保護委員会	258	6以上	・業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化
	保護観察所	1,141	97以上	・業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化 ・宿舍管理業務の民間委託の推進等による合理化

省庁名	地方支分部局系統名	17年度未定員	定員合理化数	事務事業見直しの主な内容
	地方入国管理局	2,566	179以上	<ul style="list-style-type: none"> ・民間委託の推進による合理化 ・地方入国管理局出張所の再編による合理化 ・入国管理業務における警察との連携の一層の強化による合理化 ・バイオメトリクスの活用等の措置による減量・効率化 ・乗員上陸許可の申請届出のオンライン化に伴う組織・定員の合理化 ・在留資格認定証明書申請届出のオンライン化に伴う組織・定員の合理化 ・出入国管理業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化 ・外国人登録証明書調製業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化 ・宿舍管理業務の民間委託の推進等による合理化
公安調査庁	公安調査局	1,136	110以上	<ul style="list-style-type: none"> ・公安調査庁の組織の見直し、総務部門を始めとする業務の減量・効率化 ・宿舍管理業務の民間委託の推進等による合理化
財務省	財務局	4,817	405以上	<ul style="list-style-type: none"> ・内部管理業務の効率化・合理化 ・証券総合システムの活用等による事務・事業の合理化 ・国有財産管理関係の見直しに伴う機構面の整理合理化 ・その他財政融資資金関連業務の業務・システムの最適化による財務局の業務の効率化・合理化等 <p>*以上のほか、2(2)「国有財産管理関係」を参照</p>
	税関	8,465	656以上	<ul style="list-style-type: none"> ・内部管理業務の効率化・合理化 ・収納機構見直し、税関の部の再編等による合理化 ・税関業務の業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化
国税庁	国税局	54,696	4,098以上	<ul style="list-style-type: none"> ・内部管理業務の効率化・合理化 ・税務相談業務等外部委託の推進による合理化 ・国税関係業務の業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化
文部科学省	水戸原子力事務所	7	1以上	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトソーシング等による効率化・合理化
厚生労働省	地方厚生局	625	52以上	<ul style="list-style-type: none"> ・庶務一般業務、健康・福祉に係る業務等の実施体制の見直し ・三位一体の改革による補助金の廃止等に伴う関係部門の合理化
	都道府県労働局	23,027	2,022以上	<ul style="list-style-type: none"> ・（労働基準関係）労働安全衛生法に基づく免許管理業務の集中化、情報の共有及び外部情報収集の充実による監督・安全衛生業務の合理化 ・労働基準監督署・公共職業安定所の再編 <p>*以上のほか、2(1)「ハローワーク関係及び労働保険（労災）関係」を参照</p>
社会保険庁	地方社会保険事務局	16,495		<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険庁改革に伴う業務の見直し及び事務局のブロック単位への集約等の整理合理化 <p>*以上のほか、2(1)「社会保険庁関係」を参照</p>

省庁名	地方支分部局系統名	17年度未定員	定員合理化数	事務事業見直しの主な内容
中央労働委員会	中央労働委員会事務局地方事務所	30	0	・ I T 化等による業務全般の効率化・合理化
農林水産省	地方農政局、北海道農政事務所	18,176	農林統計・食糧管理以外で480以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林統計関係、食糧管理関係の見直しに伴う機構面の整理合理化 ・ 公共事業部門における事業費の減少に応じた業務のスリム化、アウトソーシングの推進、事務処理の I T 化等 ・ 三位一体の改革による補助金の廃止等に伴う関係部門の合理化 * 以上のほか、2(1)) 「農林統計関係」及び2(1)) 「食糧管理関係」を参照
林野庁	森林管理局	5,073		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林野事業特別会計の見直しに伴う機構面の整理合理化等 * 以上のほか、2(1)) 「森林管理関係」を参照
水産庁	漁業調整事務所	174	6以上	・ 内部管理業務の効率化・合理化
経済産業省	経済産業局	2,002	190以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業所管行政の見直し ・ 内部管理業務の効率化・合理化 ・ 補助金配分業務の整理等地域振興関連業務の見直し ・ 申請受理業務等の I T の活用による合理化 ・ 調査・統計関連業務の外部委託・合理化
国土交通省	地方整備局	22,392	2,080以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共事業に係る民間委託の徹底、短時間再任用制度の活用、事業費の減少に応じた業務のスリム化及び業務執行体制の見直しによる効率化推進 ・ 事務所、出張所等について、統廃合等の組織の見直しを含めた業務執行体制の見直し ・ 官庁営繕業務の見直しに伴う機構面の整理合理化 ・ 業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化 ・ 港湾事務所等における庁舎・宿舍等改良補修業務に係る事務の民間委託等 ・ 環境整備船が行う一般海域のゴミ・油の回収作業の委託化 ・ 内部管理業務の効率化・合理化 ・ 三位一体の改革による補助金の廃止等に伴う関係部門の合理化 * 以上のほか、2(2)) 「官庁営繕関係」を参照
	北海道開発局	6,283	606以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道開発関係の見直しに伴う機構面の整理合理化 * 以上のほか、2(1)) 「北海道開発関係」を参照
	地方運輸局	4,589	432以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車登録関係の見直しに伴う機構面の整理合理化 ・ 港湾運送事業等に係る規制緩和による減量・効率化 ・ 船舶検査における民間能力の一層の活用、船舶検査官等の統合による業務効率化 ・ 内部管理業務の効率化・合理化 * 以上のほか、2(2)) 「自動車登録関係」を参照

省庁名	地方支分部局系統名	17年度未定員	定員合理化数	事務事業見直しの主な内容
	地方航空局	4,718	373以上	<ul style="list-style-type: none"> ・新勤務体制の導入による要員配置の合理化 ・航空需要が少ない空港のRAG（リモート対空通信）化 ・航空灯火・電気施設の運用管理業務の集約化 ・航空交通管制のメンテナンス業務の民間委託等の推進 ・東京国際空港再拡張事業へのPFI導入による業務の効率化 ・その他公共事業関連業務の見直し、民間委託等による合理化 ・航空機検査の民間能力の一層の活用 ・内部管理業務の効率化・合理化
	航空交通管制部	1,291	59以上	<ul style="list-style-type: none"> ・新管制卓の導入による管制業務の効率化 ・航空灯火・電気施設の運用管理業務の集約化 ・航空交通管制のメンテナンス業務の民間委託等の推進 ・内部管理業務の効率化・合理化
気象庁	管区气象台、海洋气象台	4,188	370以上	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁関係の見直しに伴う機構面の整理合理化 *以上のほか、2(2)「気象庁関係」を参照
海上保安庁	管区海上保安本部	10,728	810以上	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶自動識別装置(AIS)導入等による海上交通管制業務の見直し ・統制通信事務所の統廃合 ・水路観測所業務の見直し ・航路標識の保守業務の民間委託化 ・内部管理業務の効率化・合理化
環境省	地方環境事務所	369	39以上	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物不法投棄の現地調査や国立公園・各種保護区管理業務の合理化 ・府省間配転の受入れ及び再任用短時間職員の活用による要員配置の見直し

(注) 1 網掛けは、総人件費改革推進のための重点8事項及び追加検討要請事項を示す。

2 「定員合理化数」欄は、今後5年間の「厳格な定員管理」における定員合理化数の現時点における見込みである。

3 防衛施設局については、現時点においては、現状の組織・業務を前提として掲載しているが、防衛施設庁の解体を前提とした組織見直しの検討が行われていることから、今後はその検討結果を踏まえ、組織・業務について所要の見直しを行うものとする。

最適化計画による合理化見込み数について

府省名	合理化見込み数	業務・システム名
内閣官房	8	内部管理業務
内閣法制局	1	内部管理業務、共通システム(内閣法制局情報ネットワーク(個別))
内閣府	49	内部管理業務、共通システム(内閣府LAN(個別))、統計調査等業務(個別)(経済財政政策関係業務等に必要なシステムと同じ)、経済財政政策関係業務等に必要なシステム
宮内庁	21	内部管理業務、共通システム(宮内庁情報ネットワーク(個別))
公正取引委員会	7	内部管理業務、共通システム(公正取引委員会内ネットワーク(個別))
警察庁	54	内部管理業務、共通システム(警察庁情報ネットワーク(個別))、全国的情報処理センター用システム、運転者管理等のシステム、指紋業務及び掌紋業務、企画分析業務(警察)
防衛庁	515	内部管理業務(海幕給与経理システム及び給与システム用入力装置を含む。)、共通システム(防衛庁OAネットワークの業務(個別))、統合気象システム、航空自衛隊補給3システム及び航空自衛隊データ処理近代化システム、6陸幕補給システム、特別調達資金に関する業務
金融庁	25	内部管理業務、共通システム(金融庁ネットワーク(個別))、金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務、疑わしい取引の届出に関する業務
総務省	105	内部管理業務、共通システム(総務省情報ネットワーク(個別))、統計調査等業務(個別)、恩給業務、電波監理業務、電気通信行政関連業務
公害等調整委員会	1	内部管理業務
法務省	1,154	内部管理業務、共通システム(法務省情報ネットワーク(個別))、出入国管理業務(外国人登録証明書調製業務を含む。)、登記情報システム、地図管理業務、検察業務、矯正施設被収容者処遇関連情報の管理及び生活維持管理、更生保護情報管理業務
外務省	116	内部管理業務、統計調査等業務(個別)(領事業務の一部)、共通システム(外務省情報ネットワーク(個別))、通信機能強化システム、ホストコンピュータシステム、在外経理システム、領事業務
財務省	1,296	内部管理業務、統計調査等業務(個別)(輸出入及び港湾・空港手続関係業務(税関業務・システム)の一部)、共通システム(財務省ネットワーク(個別))、輸出入及び港湾・空港手続関係業務(税関業務・システム)、外郵便輸入事務電算処理システム(輸出入及び港湾・空港手続関係業務(税関業務・システム)の一部)、財政融資資金関連業務、共同利用電算機、金融検査及び監督業務並びに証券取引等監視等に関する業務、有価証券報告書等に関する業務、国税関係業務
文部科学省	32	内部管理業務、統計調査等業務(個別)(本省情報基盤システムと同じ)、共通システム(文部科学省ネットワーク(個別))、研究開発管理業務(文部科学省分)、本省情報基盤システム

府省名	合理化見込み数	業務・システム名
厚生労働省	3,333	内部管理業務、統計調査等業務(個別)、共通システム(厚生労働省ネットワーク(個別))、輸出入及び港湾・空港手続関係業務(食品等輸入届出業務及び検疫業務)、監督・安全衛生業務、労災保険給付業務、労働保険適用徴収業務、社会保険業務、厚生労働行政総合情報システム、原爆死没者追悼平和祈念館運営業務、雇用均等業務、職業安定行政関係業務(雇用保険業務、職業紹介業務、職業安定行政システムの3分野を1つにしたもの)
農林水産省	1,640	内部管理業務、統計調査等業務(個別)(農林水産省共同利用電子計算機システムと同じ)、共通システム(農林水産省情報ネットワーク(個別))、輸出入及び港湾・空港手続関係業務(動物検疫業務及び植物検疫業務)、総合食料局(旧食糧庁)における情報管理システム、国有林野事業関係業務、農林水産省共同利用電子計算機システム、生鮮食料品流通情報データ通信システム
経済産業省	146	内部管理業務、統計調査等業務(個別)、共通システム(経済産業省情報ネットワーク(個別))、輸出入及び港湾・空港手続関係業務(貿易管理業務)、特許庁業務・システム、工業標準策定業務
国土交通省	824	内部管理業務、統計調査等業務(個別)、共通システム(国土交通省ネットワーク(個別))、輸出入及び港湾・空港手続関係業務(港湾手続関係業務)、公共事業支援システム(官庁営繕業務を含む。(国土交通省分))、自動車登録検査業務電子情報処理システム(MOTAS)、気象資料総合処理システム等、汎用電子計算機システム、共用電子計算機システム(つくば地区旭庁舎)
環境省	10	内部管理業務、共通システム(環境省ネットワーク(個別))
各府省共通	363	災害管理業務、統計調査等業務(共通)、電子申請等受付業務、行政情報の電子的提供業務、共通システム(霞が関WAN及び政府認証基盤)、苦情・相談対応業務、地方公共団体に対する調査・照会業務、予算・決算業務、研究開発管理業務、国家試験業務、公共事業支援システム(官庁営繕業務を含む。)
合計	9,700	-

(注)1 合理化見込み数については平成18～22年度に係る数値である。

2 「内部管理業務」は、「人事・給与等業務」、「研修・啓発業務」、「共済業務」、「国有財産関係業務(官庁営繕業務を除く。）」、「物品調達業務」、「物品管理業務」、「謝金・諸手当業務」、「補助金業務」及び「旅費業務」の業務・システムのことを示している。

3 府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムについては、各府省庁ごとに最適化計画が作成されるなど、定員合理化見込み数の計上が可能な「共通システム(個別)」、「統計調査等業務(個別)」、「輸出入及び港湾・空港手続関係業務」、「研究開発管理業務(文部科学省分)」、「公共事業支援システム(国土交通省分)」及び「内部管理業務」を除き、各府省共通欄に試算値を計上している。

総人件費改革の実行に伴う国家公務員の
配置転換、採用抑制等の枠組みについて

平成18年3月31日
行政改革推進本部了承

国の行政機関の定員について、事務事業の見直しにより純減を行うに当たり、当該事務事業に従事する職員の異動を円滑に行うための平成18年度以降の配置転換、採用抑制及び研修の基本的な枠組みは概ね以下のとおりとし、具体的内容については今後さらに検討を進める。

1 配置転換、採用抑制等の実施

(1) 採用抑制の実施

事務事業の見直しに伴い定員の純減を行う部門(以下「要合理化部門」という。)においては、その削減の内容に応じ、当該部門に係る職員の退職によって生じた欠員については、採用による補充を行わず、ないしは採用の抑制を行う。

その他の部門においては、長期的な雇用戦略や要合理化部門との職務内容の親和性にも配慮しつつ、職員の受入れが見込まれる職域・職種について、一定の採用抑制を行う。なお、要合理化部門を所管する府省においては、一層の自主的努力を行うものとする。

(2) 配置転換・研修の実施

要合理化部門における定員の純減に伴い、職員の異動が必要となる場合は、その他の部門において、(1)の措置で生じる欠員への配置転換を行う。この場合、従来と異なる職域・職種の職務に従事することにかんがみ、円滑な職務遂行に資するため、必要な研修を行う。

なお、職域・職種等に応じた効果的な研修の在り方その他配置転換を円滑に実施するための実効ある方策について、検討を進める。

2 計画の策定及び実施体制

(1) 配置転換・採用抑制に係る全体計画の策定

本年6月頃までに決定される定員の純減に係る個別実施計画の内容を踏まえ、行政改革推進本部において配置転換・採用抑制に係る全体計画を策定する。

(2) 各年度の実施計画の策定

上記全体計画に沿った取組を具体的に推進するため、翌々年度採用に係る採用抑制、翌々年度以降の配置転換に係る翌年度における諸準備に係る実施計画を、各年初に策定する。ただし、18年度実施計画については、全体計画策定後速やかに策定する。

(3) 実施計画の策定及び実施のための体制

上記実施計画を策定し、及び計画に沿った取組を政府全体として推進するため、内閣に、国家公務員雇用調整本部(仮称)(以下「本部」という。)を置く。

地方ブロック単位での取組の推進のため、本部の下にブロック機関等の責任者で構成する地方推進協議会(仮称)を置く。

3 当面実施する事項

内閣官房を中心に本部の発足、全体計画の策定等に向けた諸準備を早急に進める。

配置転換のための平成19年度採用の抑制に係る対応として、各府省は、当面、1による配置転換を平成19年度から22年度にかけて円滑に進めるためには、当該4年間における新規採用において、専門資格職種を始めとして配置転換により所要の職員を充てることが困難な職域・職種を除けば、全体として、本来採用が予定されるうちの少なくとも3割程度を目途として抑制する必要があると見込まれることを念頭に採用活動を進めるものとする。

本年1月6日の閣僚懇談会において示された年度途中の採用の抑制の取組を平成18年度においても継続する。

4 その他

(1) 全体計画の確実な実施等

配置転換を円滑に進めるため、対象者への十分な説明と説得を行うとともに、その進捗状況を踏まえ、全体計画の確実な実施を図るための方策を検討する。

(2) 国の行政機関以外への移籍等

要合理化部門の職員が国の行政機関以外へ移籍すること等も可能となるよう、関係者への情報提供その他必要な取組を行う。

(参考1)

行政減量・効率化有識者会議について

平成18年1月23日
行政改革推進本部長決定
平成18年4月1日
一部改正

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定。以下「重要方針」という。)に基づき、以下のとおり決定する。

- 1 「独立行政法人に関する有識者会議」を、「行政減量・効率化有識者会議」(以下、「会議」という。)に改組する。
- 2 会議は、当本部の求めに応じ、次の事項について検討を行うこととする。
 - (1)重要方針2(1)イ及びウに定める独立行政法人の見直しその他の独立行政法人の中期目標期間終了時の見直しに関する事項
 - (2)重要方針4(1)ア(ア)に定める国の行政機関の定員の純減に向けた業務の大胆かつ構造的な見直しに関する事項
 - (3)特殊法人等整理合理化計画に基づいて講ぜられる措置に係る重要事項
- 3 会議には、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
- 4 会議の庶務は、総務省等の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 その他、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

総人件費改革の実行計画 (国の行政機関の定員の純減目標の関連部分)

行政改革の重要方針の一部として
平成 17 年 12 月 24 日閣議決定

4 総人件費改革の実行計画等 (抄)

(1) 総人件費改革の実行計画

公務員の総人件費について、定員の大幅な純減と給与制度改革の強力な推進により、大胆に削減する。その際、政府の規模の大胆な縮減に向けて、国家公務員 (94.8 万人、郵政公社職員を含む。) の総人件費について、対 GDP 比でみて今後 10 年間で概ね半減させるといったような長期的な目安も念頭におきながら改革を進めるとともに、地方公務員についてもこれを踏まえた削減努力を要請し、官のリストラ努力について国民の理解を得られるよう、あらゆる手段を駆使して改革を断行する。

このため、「総人件費改革基本指針」(平成 17 年 11 月 14 日経済財政諮問会議)に即し実行計画を定めることとし、業務の大胆かつ構造的な見直しを実現するための枠組み及び独立行政法人等について総人件費を削減する具体的な実行措置等を含め、今後 5 年間で実行すべき取組を定める。

これらを、平成 18 年度予算や地方財政計画から順次反映させることとする。

ア 公務員の定員の純減目標

国家公務員の純減目標

政治的リーダーシップの下、今後 5 年間で、郵政公社職員を除く国家公務員 (定員ベースで 68.7 万人) を 5 % 以上、純減させる。

(ア) 国の行政機関の定員

国の行政機関の定員 (33.2 万人) を今後 5 年間で 5 % 以上純減させる。

このため、定員合理化計画 (定員の 10 % 以上削減) の実施に当たって、メリハリをつけつつ増員を厳しく限定し、これまでにない大幅な純減 (1.5 % 以上の純減) を確保するとともに、以下の重点事項を中心に、業務の大胆かつ構造的な見直しにより、透明性の確保に配慮しつつ民間関係者等の意見を聴く場を活用しながら、事業の要否及び主体について仕分けを行い効率化を図り、事務事業の削減 (ワークアウト) を強力に進め、その結果を定員の削減 (3.5 % 以上の純減) に反映させ、5 % 以上の純減を確保する。その際、実施に向けてさらに個別具体的な取組の検討を要するものについては、「行政減量・効率化有識者会議 (仮称)」(行政改革推進本部独立行政法人有識者会議を平成 18 年 1 月に改組)の知見も活用しながら、遅くとも平成 18 年 6 月頃までに行政改革推進本部において成案を得、政府の方針として決定する。この政府方針の実施に必要な制度や組織の改廃に関する法律上の措置については、できる限り早期に実施するとともに、今後 5 年間の純減の実施状況を踏まえ、行政機関の職員の定員に関する法律の定める定員の総数の最高限度を引き下げる。

行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理

- () 農林統計関係
- () 食糧管理関係
- () 北海道開発関係 等

地方支分部局等の抜本的かつ重点的な見直し

- () 地方支分部局等の行う業務全般について、「民間にできることは民間に」、「地方でできることは地方に」との観点から、事務・事業を国が直接行う必要性を見極め、抜本的な見直しを行う。
- () 各省ごと、業務ごと、都道府県ごとに設置されている地方支分部局について事務の性質に応じて統廃合や合理化を進める。
- () 地方向け補助金配分業務の整理や地方への権限委譲（特に地域振興関連業務）により業務を大胆に縮減する。
- () 民間企業の申請受理・監督等に関する組織・業務を抜本的に見直し、必要に応じ都道府県等に委託する。
- () 公共事業関係の業務について、事業量の減少やコスト縮減に応じてスリム化する。
- () 調査・統計関連業務の外部委託や合理化を行う。

包括的・抜本的な民間委託等

- () 市場化テストのモデル事業に着手しているハローワークの職業紹介・訓練等、社会保険庁の保険料収納・年金案内・相談等、行刑施設関連の業務
- () 規制改革・民間開放推進会議で民間開放が検討されている登記事務、特許、自動車登録、施設管理・運営、雇用保険等の業務
- () 給与計算等の内部事務・定型的業務
- () 非公務員の活用を一層推進するとともに、市場化テストの本格実施を行う。

IT化による業務のスリム化

- () 電子政府・電子自治体を推進し、あわせて国・地方間の連絡調整について汎用性のあるシステムを構築するなどにより、国・地方を通じた業務の効率化を進める。
- () 人事・給与等、共済、物品調達などの各業務については情報システムの統一化を進めるとともに、積極的に外部委託を図る。

非公務員型独立行政法人化等

- () 森林管理関係業務
- () 国立高度専門医療センター
- () 行政改革会議において独立行政法人化の検討対象となった分野 等

純減目標達成のための制度の見直し等

内閣官房を中心に以下の取組を行う。

- (ア) 新規採用の抑制など人事管理上の対応を行う。その際、公的部門の長期的な雇用戦略や退職者に対するセーフティネットの整備にも配慮する。また、個別業務のスリム化に伴う配置転換の仕組み等を構築する。

目標の適切な見直し

国家公務員及び地方公務員の純減目標については、今後の市場化テストの本格導入、地方分権や市町村合併の進展、実際の取組状況等に応じて、適切な見直しを行う。

平成 18 年 1 月 6 日閣僚懇談会
行政改革担当大臣配付資料

総人件費改革の実行のため、事務事業の厳しい見直し等による国の行政機関の定員の 5 年 5 % 以上の純減の確保について、次により、各府省の最大限の協力を求める。

- 1 業務の大胆かつ構造的な見直しに係る個別具体的な取組の検討について
 - ・ 重点事項として指摘された次の個別事項について、関係府省において、定員の大幅な純減のための具体的な削減方策を検討し、2 月下旬を目途にその状況を報告する。
(検討対象事項)
 - ア 行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理
(農林統計関係、食糧管理関係、北海道開発関係)
 - イ 包括的・抜本的な民間委託等
(ハローワーク関係、社会保険庁関係、行刑施設関係)
 - ウ 非公務員型独立行政法人化等
(森林管理関係、国立高度専門医療センター関係)これら以外の事項についても、「行政減量・効率化有識者会議」の知見等を踏まえ、追加して検討を要請する。
- 2 地方支分部局等の見直し、IT 化による業務のスリム化について
 - ・ 実行計画に定められた検討方針に従い、総務省の協力を得て、重点的に見直しを実施する。各府省は、これに格段の協力を行う。
- 3 新規採用抑制、配置転換について
 - ・ 純減目標達成のためには、職員の雇用の確保などセーフティネットの整備が重要であり、このため、来年度以降の新規採用抑制、配置転換や研修の枠組みの全体像を 3 月中下旬を目途に示す。各府省の今後の新規採用活動はこれに沿って進める。
 - ・ それまでの間も、1 の個別具体的な検討事項を所管する府省は、既内定者の採用、専門資格職種の補充、治安関係等を除き、年度途中の採用を原則として行わないこととする。
 - ・ 各府省は、枠組み構築等に向けた職員構成、採用、退職等の実態把握等に積極的に協力する。

平成 18 年 2 月 10 日閣僚懇談会
行政改革担当大臣配付資料

事務事業の厳しい見直し等による国の行政機関の定員の 5 年 5 % 以上の純減を確保し、総人件費改革を実行するため、次により、各府省の最大限の協力を求める。

1 月 6 日の閣僚懇談会における検討要請事項に加え、以下の個別事項について、定員の純減に向けた業務の大胆かつ構造的な見直しに係る個別具体的な取組方策を関係府省において自ら検討する。その結果は、3 月下旬を目途に報告する。

(追加検討要請事項)

登記・供託関係、国有財産管理関係、労働保険（労災）関係、官庁営繕関係、国土地理院関係、自動車登録関係、気象庁関係

このほか、以下の 4 事項については、各事項における業務・定員のスリム化の取組、諸外国における業務執行体制等の資料提出を求めた上で、取扱いを検討する。

防衛施設関係、国税関係、特許関係、空港整備関係

(注) 1 月 6 日の閣僚懇談会における要請について

1 個別具体的な取組の検討要請事項

以下の 8 事項について引き続き関係府省において検討を深め、2 月下旬を目途に内閣官房に報告

(1 月 6 日検討要請事項)

農林統計関係、食糧管理関係、北海道開発関係、ハローワーク関係、社会保険庁関係、行刑施設関係、森林管理関係、国立高度専門医療センター関係

2 地方支分部局等の見直し、IT 化による業務のスリム化

内閣官房の協力要請を受けて総務省が中心となり重点的な見直し作業を実施。各府省はこれに格段の協力

行政改革推進事務局から関係各省に対して示した具体的な検討の方向性

1月6日及び2月10日の閣僚懇談会で行政改革担当大臣から関係閣僚に対して検討の要請を行ったことを受けて、行政改革推進事務局が関係各省に対して示した具体的な検討の方向性は以下のとおり。

1. 重点8事項等

(1) 農林統計関係(農林水産省)

各業務について、以下の方向で業務の廃止又は抜本的な見直しを行うこと。国の職員が業務を実施する必要がある場合、必要最小限の体制とすること。

- 統計の実査業務について、調査員調査、郵送調査へ移行し、原則として国の職員による実査を全て廃止
- 統計の企画・取りまとめ業務について、農政改革の進展にあわせた統計調査の廃止・見直し(品目別統計調査の廃止等既存統計調査の抜本的な整理・統合、調査客体数の縮減、調査項目の簡素化、調査周期の延長等)による合理化、地方農政局等が行っている業務について本省で一括して実施
- 情報業務について、既存業務を見直し、地方農政局の既存の広報部門の体制で実施可能な業務に限定
- 総務業務について、上記の業務見直しに合った合理化に加え、業務と執行体制の抜本の見直しによる民間委託の推進、官署の統廃合

(2) 食糧管理関係(農林水産省)

各業務について、以下の方向で業務の廃止又は抜本的な見直しを行うこと。国の職員が業務を実施する必要がある場合、必要最小限の体制とすること。

- 主要食糧の買入れ、保管、販売等の業務について、原則として全ての業務を対象に廃止・見直し、包括的民間委託
- 農産物検査業務について、国が行う検査から民間検査への移行又は公的な資格制度によらない完全な自主検査に移行することとし、国の業務を最小限に限定
- 米穀の生産調整業務について、農業者・農業者団体が主体となった生産調整システムでの需給調整への移行に伴い、原則として地方支分部局における業務を廃止
- 米麦の生産・流通調査業務について、調査自体の整理・見直し、国の職員による実査の廃止等
- J A S巡回指導業務について、都道府県や独立行政法人農林水産消費技術センターの業務内容・権限の整理、包括的な民間委託(調査員の活用)、調査対象の絞込み
- 食品価格・需要等調査業務について、調査自体の整理・見直し、国の職員による実査の廃止

等

- 総務業務について、上記の業務見直しに合った合理化に加え、業務と執行体制の抜本的見直しによる民間委託の推進、官署の統廃合

その他、減量・効率化方針（主要食糧業務に係る定員は、平成14年度末の5,900人を向こう10年以内に1/3程度にまで縮減、旧食糧事務所全体の定員に相当する部分については、14年度末定員の8,843人を向こう10年以内に約3,000人削減）を平成22年度までに前倒し実施すること。

（3）北海道開発関係（国土交通省）

別添のとおり、累次の総理の指摘があるが、これにどのように対応するのか。

また、以下の方向で業務の抜本的見直しを行い、必要最小限の体制とすること。

（注）以下において、比較の対象となる地方整備局の水準は、別途地方支分部局等の見直しを行うこととしているので、当然のことながら、最終的には地方支分部局等の見直し実施後の水準となる。

- 直轄事業について包括的に民間委託等を促進し、民間委託率を本州等並みに引き上げ、地方整備局と同程度の体制まで合理化すること。
- 北海道開発計画に係る調査要員を合理化すること。また、本局、開発建設部及び事務所・事業所等の関係を抜本的に見直して、整理統合を進め、合理化すること。
- 各事業分野別の定員について、本州等の各ブロックの類似の体制と比較して、必要最小限の定員はどの程度か。例えば、直轄事業の総事業費と体制を比較してどうなるのか。

（4）ハローワーク関係及び労働保険（労災）関係（厚生労働省）

職業指導・紹介、職業相談について、原則全ての業務を対象に包括的民間委託を行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、当該業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。この場合、経済社会情勢の変化等を踏まえつつ、セーフティネットとして公務員が業務を実施する必要がある業務の対象・水準を明らかにすること。

上記の業務の包括的民間委託を前提とした場合、引き続き実施する必要がある関連業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

労働保険の適用・徴収について、原則全ての業務を対象に包括的民間委託を行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、当該業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

上記の業務の包括的民間委託を前提とした場合、引き続き実施する必要がある関連業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

社会保険との適用・徴収業務の一元化による事務事業の見直しを行うこと。

次の点に留意しつつ、事務事業とその執行体制の抜本的な見直しを行うこと。

- 規制緩和等を踏まえつつ、労働局・労働基準監督署を含めた組織の見直し
- 定型的業務の完全外部化、情報システムの活用 等

雇用保険3事業及び労働福祉事業について、廃止も含めた徹底的な見直しを行うこととあわせて、それらの業務に関連する定員の見直しを行うこと。

(5) 社会保険庁関係(厚生労働省)

厚生年金・国民年金の適用、徴収、相談等について、原則全ての業務を対象に包括的民間委託を行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、当該業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

上記の業務の包括的民間委託を前提とした場合、引き続き実施する必要がある関連業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

労働保険との適用・徴収業務の一元化による事務事業の見直しを行うこと。

次の点に留意しつつ、事務事業とその執行体制の抜本的な見直しを行うこと。

- 社会保険事務局のブロック化
- 社会保険事務局・社会保険事務所間の業務量格差の是正
- 定型的業務の完全外部化
- 情報システムの活用 等

(6) 行刑施設関係(法務省)

現在実施しているPFI事業における包括的民間委託と実質的に同様の取組を、当てはめ得る他の全ての刑務所において行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、その理由を明らかにすること。

以下の点に留意しつつ、事務事業とその執行体制の抜本的な見直しを行うこと。

- 一部の刑務所で民間等への委託を実施中の総務、警備等の業務の他の刑務所への拡大
- 上記の委託業務範囲の更なる拡大
- 定型的業務の完全外部化
- 情報システムの活用 等

上記の業務のうち民間等への委託を実施中のものについて、当該業務の内容とその人員数(総人員数及びそのうちの委託済人員数)を施設ごとに明らかにされたい。

(7) 森林管理関係(農林水産省)

非公務員型独立行政法人へ移行すること。

(8) 国立高度専門医療センター関係(厚生労働省)

非公務員型独立行政法人へ移行すること。

2. 追加検討要請事項

(1) 登記・供託関係(法務省)

(ア) 登記

平成22年度末の登記特別会計の一般会計への統合に向けて、真に必要な業務にスリム化し、そのために必要な要員規模に縮減すること。その際、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者については非公務員型独立行政法人化も含めて組織の在り方を検

討すること。また、スリム化に当たっては、オンライン申請の普及率が上がるよう、システムの改良を含め所要の検討を行うこと。

民間委託を行う業務の範囲を拡大すること。また、民間委託の対象範囲に含まれる業務については、全国の官署においてもれなく民間委託を実施すること。

(イ) 供託

真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者については非公務員型独立行政法人化も含めて組織の在り方を検討すること。

民間委託を行う業務の範囲を拡大すること。また、民間委託の対象範囲に含まれる業務については、全国の官署においてもれなく民間委託を実施すること。

(2) 国有財産管理関係(財務省)

以下の観点から、体制の抜本的な見直しを行うこと。仮に、困難なものがある場合には、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者の業務を特定するとともに、最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

- 国有財産の有効利用・高度利用を促進するため、行政財産及び普通財産の管理並びに国家公務員宿舍の設置・管理に関する業務の全てを対象に、包括的な民間委託の実施又は非公務員型独立行政法人へ移行すること。
 - 国有財産の有効利用・高度利用を促進するため、行政財産の使用調整業務について、定型的な業務を洗い出して、包括的な民間委託の実施又は非公務員型独立行政法人へ移行すること。
 - 民間のノウハウ・活力を活かした資産売却を促進するため、普通財産の処分(売却)に関する業務の全てを対象に、包括的な民間委託の実施又は非公務員型独立行政法人へ移行すること。
- 関係法令の規定により、国自ら行わなければならない契約、入札等の事務については、民間委託推進の障害となることから、関係法令の改正も検討すること。

(3) 労働保険(労災)関係(厚生労働省)

重点8事項の「ハローワーク関係」と合わせて検討することとした。

(4) 官庁営繕関係(国土交通省)

官庁営繕部の業務について、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者については非公務員型独立行政法人へ移行すること。

官庁営繕部は全国に約1,200人の定員を抱えているが、以下の観点から業務の実施体制を抜本的に見直し、定員の純減を図ること。

- 国の建築物の保全の適正を図る業務は一義的に施設管理者が実施すべきことを徹底し、指導業務を行う体制と定員を見直すこと。
- 民間委託を行う業務の範囲を拡大すること。また、民間委託の対象範囲に含まれる業務については、全国の官署においてもれなく民間委託を実施すること。

(5) 国土地理院関係(国土交通省)

国土地理院の業務について、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、

後者については非公務員型独立行政法人へ移行すること。

測量事務について、原則全ての業務を対象に包括的民間委託を行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、当該業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

(6) 自動車登録関係(国土交通省)

自動車登録業務の全てを対象に、包括的な民間委託の実施又は非公務員型独立行政法人へ移行すること。仮に、困難なものがある場合には、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者の業務を特定するとともに、最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

自動車保有関係手続のワンストップサービスが、平成17年12月から導入されている(20年までに全国展開)が、関係手続のITの活用によるスリム化を推進すること。

(7) 気象庁関係(国土交通省)

気象庁の業務について、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者については非公務員型独立行政法人へ移行すること。

気象の予報、観測等の実施業務について、以下の観点から業務の実施体制を抜本的に見直し、定員の純減を図ること。

- 民間等他の主体による観測データの活用を進めることによって、気象庁が直接実施する観測の対象と範囲を見直し、重点化すること。
- 機械化・自動化など観測技術の発達を踏まえて観測体制と定員の見直しを行うこと。
- 観測機器等の高度化を踏まえ、気象庁の職員が直接実施している機器の保守・点検作業をやめて、包括的民間委託を行うこと。

平成 1 8 年度以降の定員管理について

平成 1 7 年 1 0 月 4 日
閣 議 決 定

中央省庁等改革基本法（平成 1 0 年法律第 1 0 3 号）及び今後の行政改革の方針（平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日閣議決定）に基づき、下記の方針により平成 1 8 年度以降の定員管理を行うものとする。

記

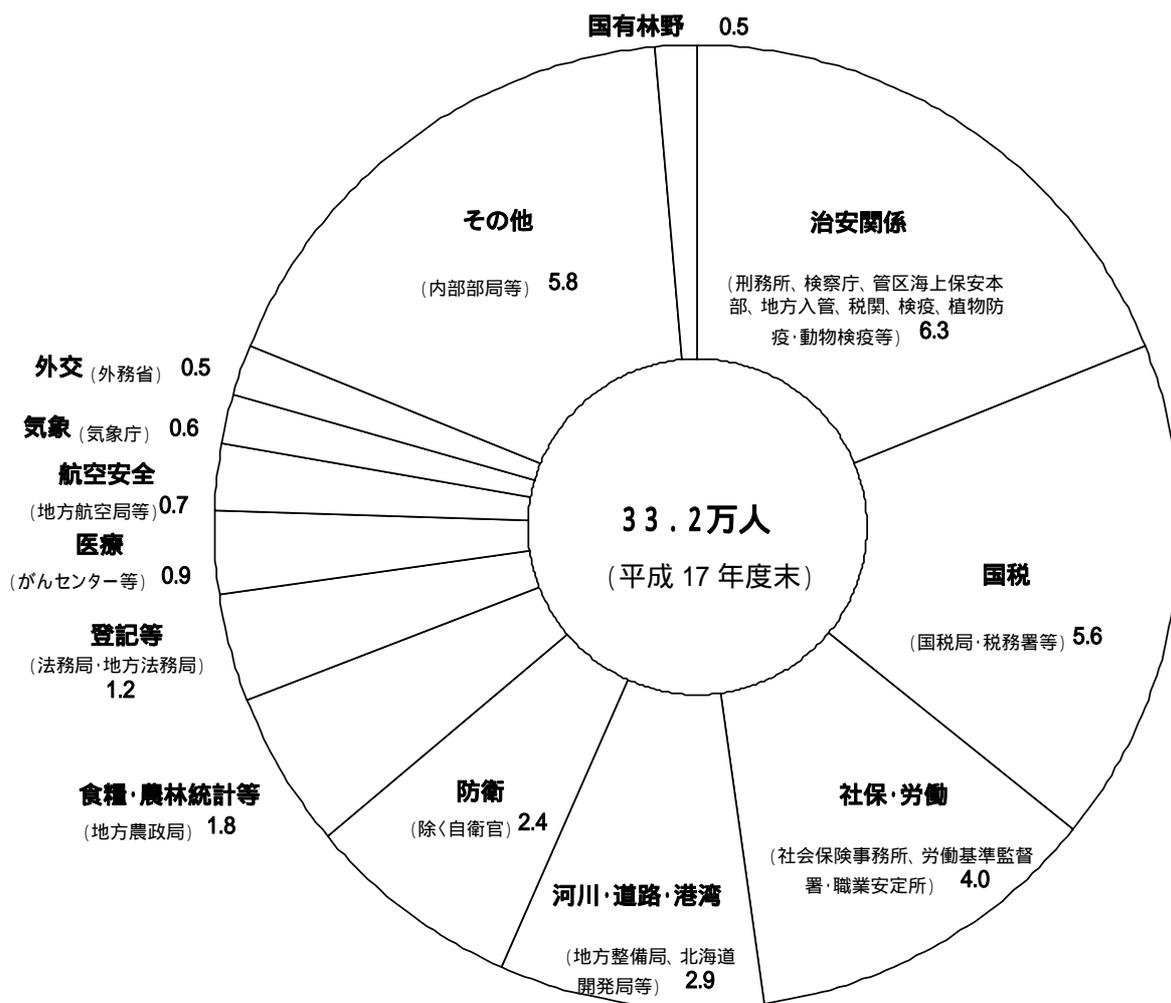
- 1 内閣の機関及び各府省（以下「各府省」という。）の国家公務員（自衛官を除く。以下同じ。）については、行政需要の変化に対応したメリハリのある定員配置を実現するため、府省内はもとより、府省を越えた定員の大胆な再配置を進めるとともに、政府全体を通じた一層の純減の確保に取り組むものとする。
- 2 各府省の国家公務員については、地方支分部局等の事務・事業の抜本的見直し、情報通信技術の活用等の取組を通じて、平成 1 7 年度から平成 2 1 年度までの 5 年間に平成 1 6 年度末定員の 1 0 % 以上を合理化することとし、平成 1 8 年度から平成 2 1 年度までの間（以下「計画期間」という。）に、以下により、定員合理化を実施するものとする。
 - (1) 各府省の計画期間中の定員合理化目標数は、別表のとおりとする。
 - (2) 独立行政法人への移行により定員が減少する府省については、別表に定める当該府省の合理化目標数のうち移行時点で未実施の合理化目標数から、移行した部門に係る合理化目標数を控除したもの（総務大臣が当該府省の長と協議の上で定めるもの）を新たな合理化目標数とする。
 - (3) 各府省は、計画期間の各年度において、別表に定める合理化目標数の 1 / 4 の員数の定員を合理化するものとし、(2) により合理化目標数を減じた場合は、新たな合理化目標数を残存年度の数で除した員数の定員を合理化するものとする。ただし、この方法によれば、特別の事情により定員合理化目標の達成に支障を来す場合においては、各府省の長は、総務大臣と協議の上、実施の方法を定めるものとする。
 - (4) 別表に掲げる定員合理化目標とは別に、計画期間を通じて、事務・事業の見直しの進展に応じ、定員の合理化に努めるものとする。
 - (5) 各府省の長は、計画期間において、引き続き、各四半期末における欠員の状況を翌月末日までに総務大臣に報告するものとする。
- 3 各府省の国家公務員の定員管理の円滑化に資するため、府省間配置転換の一層の推進に努めるものとする。
- 4 公庫等の職員についても、経営の実態に応じ、上記 2 に準じて措置するものとする。

別 表

府 省 名	平成 1 7 年度未定員	合理化目標数
内 閣 の 機 関	7 4 2	3 1
内 閣 府	2 , 3 6 2	1 8 1
宮 内 庁	1 , 0 7 7	5 9
公正取引委員会	7 0 6	4 4
国家公安委員会	7 , 5 0 1	4 8 1
防 衛 庁	2 3 , 5 2 4	1 , 9 9 3
金 融 庁	1 , 2 9 4	7 2
総 務 省	5 , 2 1 0	4 4 2
公害等調整委員会	3 8	2
法 務 省	5 1 , 3 1 7	3 , 7 2 3
外 務 省	5 , 4 2 8	4 4 9
財 務 省	7 1 , 2 8 8	5 , 1 8 0
文 部 科 学 省	2 , 2 0 0	1 8 2
厚 生 労 働 省	5 5 , 3 1 9	5 , 6 9 8
農 林 水 産 省	3 0 , 1 0 9	3 , 1 2 9
経 済 産 業 省	8 , 5 4 8	6 4 9
国 土 交 通 省	6 3 , 6 3 0	5 , 2 8 9
環 境 省	1 , 1 3 4	7 7
合 計	3 3 1 , 4 2 7	2 7 , 6 8 1

(注) 内閣府の数は宮内庁及び外局に係る数を除いたもの、総務省の数は公害等調整委員会に係る数を除いたものである。

国の行政機関の定員の主な内訳



地方公共団体の集中改革プランにおける 定員管理の数値目標の状況について

地方公共団体の集中改革プランにおける平成22年4月1日の定員管理の数値目標の状況について、平成18年3月31日現在の速報として、総務省が取りまとめ、平成18年4月27日に公表した数値は以下のとおり。

平成17年4月1日～22年4月1日の5年間の純減率
<現時点で公表している地方公共団体の試算値>

<u>6.2%</u>	(<p style="margin: 0;">既に公表されている団体の加重平均 今後、変動する可能性あり</p>)															
<table style="margin: 0 auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">(</td> <td style="padding: 0 10px;">内訳</td> <td style="padding: 0 10px;">42 都道府県</td> <td style="padding: 0 10px;">4.6%</td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>12 政令市</td> <td>9.3%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,469 市区町村</td> <td>8.0%</td> <td></td> </tr> </table>				(内訳	42 都道府県	4.6%)			12 政令市	9.3%				1,469 市区町村	8.0%	
(内訳	42 都道府県	4.6%)														
		12 政令市	9.3%															
		1,469 市区町村	8.0%															

上記の公表済み団体の職員数は、平成17年4月1日現在の地方公務員総数3,042,122人の76.6%となる。

- 1 都道府県については、策定中(東京都、富山県)、策定予定(長野県)、公表予定なし(鳥取県)、職員総数の公表なし(大阪府)の団体があるため、これら5団体を除く42団体で加重平均
- 2 政令市については、策定中の2団体(横浜市、福岡市)を除く12団体で加重平均。
- 3 市区町村(政令市を除く)については、1,830団体中公表している1,469団体(公表率80.3%)で加重平均。
- 4 速報値のため、数値に異同がある場合がある(確定値については、団体からのヒアリングを行った後に取りまとめて公表する予定)。

国の行政機関の定員の純減方策について（最終取りまとめ）
（平成18年5月30日行政減量・効率化有識者会議）の概要

国の行政機関の定員（33.2万人）の5年5%以上の純減を実現するため、行政減量・効率化有識者会議は、重点事項について関係各省からヒアリングを重ね、検討を実施。

関係各省の取組状況は一定程度評価し得るが、業務見直しに終わりはしない。

政府案の決定に際し、会議の指摘を最大限活用することを期待。

1 有識者会議の基本的考え方

（1）総人件費改革の実現に向けた更なる努力

現下の国・地方を通ずる厳しい財政状況に照らせば、総人件費改革の実現は避けて通れない重要な課題。今後とも様々な手段により公務の生産性向上に努めていく必要。

国民から多数の意見が寄せられた。今後の業務見直しでは国民の視線を十分意識して取り組むことが必要。

（2）総人件費改革における事務・事業の見直しの意義

5年5%以上の定員の純減を達成するためには、社会経済情勢や行政ニーズの変化に的確に対応し、業務を大胆かつ構造的に見直して、事業の仕分けを行い、事務事業の整理、包括的・抜本的な民間委託、非公務員型独立行政法人化などの事務・事業の削減を強力に進める必要。検討に当たっては、組織マネジメントの効率性向上が重要。

）行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理

これまで実施している事務・事業であっても、社会経済情勢の変化、政策の大きな転換に伴う行政ニーズが変化した場合、それに合わせた業務の大胆な整理が必要。

）包括的・抜本的な民間委託等

引き続き国が責任を持つべき業務分野であっても、民間に委ねることが可能と考えられる分野について、できる限り包括的・抜本的な民間委託を進めるべき。

）非公務員型独立行政法人化

実施業務のうち、国として直接実施する必要はないがなお完全に民間に委ねることが適当でない業務の独立行政法人化を検討すべき。今回結論が得られた事項以外についても、不断の見直しを行い、検討を行うべき。

）業務の執行体制や運営方法についての不断の見直し

会議が取り上げた事項以外についても不断に見直し、定員の削減を進めることが必要。特に、地方支分部局等の見直し及びIT化による業務のスリム化（特に内部管理業務）という横断的取組を毎年度の予算編成過程等を通じて徹底していくことが重要。

2 有識者会議における検討状況

（1）重点8事項等及び（2）追加検討要請事項等について個別に指摘 <次頁の表参照>

（3）地方支分部局等の見直し及びIT化による業務のスリム化

総務省において地方支分部局等の見直しとIT化による減量・効率化に取り組み、増員を厳しく限定することにより、純減目標が確実に達成されることを期待。

3 配置転換、採用抑制等の枠組みについて

定員純減に伴う職員の異動を円滑に行うため、府省間を含む配置転換や採用抑制の仕組みの構築と実行が必要。このため国家公務員雇用調整本部の早急な体制作り等が求められる。

有識者会議における検討結果

(1) 重点8事項等について

事項名 〔関係定員〕	各省の業務見直しと 定員合理化計画の内容	有識者会議としての指摘
農林統計 関係 〔5,008人〕	2,406人を純減(48%相当) 実査 1,167 企画・取りまとめ 538 管理業務 199 情報部門 502	農政改革を踏まえ統計調査の必要性や情報業務の内容の見直し 職員による実地調査を当面存続させる統計調査につき、調査員調査、 郵送調査への移行の更なる推進 統計・情報センター等の関連組織の統廃合の大胆な実施 情報部門につき、既存の広報業務との関係を整理し、部門の廃止を含 めて抜本的に見直すべき。
食糧管理 関係 〔7,393人〕	2,196人を純減(30%相当) 備蓄運営・貿易 266 農産物検査 123 米穀生産調整等 921 食品表示監視 314 価格・需要動向調査 47 管理業務 525	米政策改革等を踏まえ、仕事のやり方など不断の業務見直し 主要食糧の備蓄運営・国家貿易業務につき、ITの活用、民間委託の 推進による一層の減量・効率化の推進 農産物検査、米穀の生産調整業務につき、国による関与を極力限定し、 一層の減量・効率化の推進 地方農政事務所等の関連組織の統廃合の大胆な実施 食品表示監視業務は、事業者の法令遵守を基本に、巡視対象選定の工 夫や非公務員の活用など。その他も業務定着に合わせ効率化すべき。
北海道開発 関係 〔6,283人〕	1,003人を純減(16%相当) 組織業務体制見直し 355 民間委託拡大 400 開発建設部統合 50 道州制特区事務移譲 60 防災・技術センター等非公務員型独法化 138	開発建設部につき、今後とも統合によるスリム化等の体制の見直しを 検討 北海道の開発に関して、実施主体別や事業種別ごとの縦割りを排して、 総合的かつ効率的な事業の実施に努めるべき。
ハローワーク・ 労働保険(労災) 関係 〔10-12,164人、 労保5,121人〕	738人を純減(4%相当) 職業紹介関連業務 501 労保適用等業務 202 雇用保険関連業務 35	職業紹介業務につき、条約との整合性を検討しつつ、民間参入の拡大 や包括的な民間委託などによる業務の在り方の見直し 雇用保険三事業につき、廃止を含めて徹底的に見直し、できる限り早 期に結論を得て、定員を純減 社保・労保の適用・徴収業務の一元化推進。組織や庁舎の統廃合を念 頭に、体制の効率化や利用者の利便性向上を推進
社会保険庁 関係 〔17,365人〕	3,000人以上を純減 (17%相当) 政管健保公法人化 2,000 業務外部委託化 1,000	社会保険庁改革を急ぎ、現行の業務フローの見直し、法令遵守の強化 も含め、仕事のやり方自体の改革を早急に推進 新組織発足後も事業運営の効率性等を厳しく評価しつつ、不断に改革 を推進。総人件費の改革期間を踏まえ前倒し 社保・労保の適用・徴収業務の一元化推進。組織や庁舎の統廃合を念 頭に、体制の効率化や利用者の利便性向上を推進
行刑施設 関係 〔総務部門 約2,400人等〕	民間委託により増員抑制 非権力的業務民間委託数 719 増 PFI 刑務所委託率 46%	PFI方式や構造改革特区の活用など、民間委託の拡大を積極的に検 討することにより、増員幅を一層抑制 総務部門等の非権力的業務について更に見直し、民間委託業務の範囲 及びポスト数の拡大を検討
森林管理 関係 〔5,264人〕	2,410人を純減(46%相当) 非公務員型独法化 1,970 業務・定員スリム化 440	国に残る業務、法人に移行する業務、いずれも具体的な組織体制の検 討に当たり、各組織が非効率な形態にならないよう精査 区分経理の在り方など、特会改革の中で検討される事項の結論に応じ 定員を合理化
国立高度専門 医療センター 関係 〔5,629人〕	約5,600人を純減 (99%相当) 非公務員型独法化	法人化の前後に関わらず、業務効率化や債務返済計画などにつき積極 的に検討し、必要な措置 法人統合による共通業務の集中・効率化の方向性に留意しつつ、法人 形態に関わらず、中期目標の下で業務運営を効率化

(2) 追加検討要請事項等について

事項名 〔関係定員〕	各省の業務見直しと 定員合理化計画の内容	有識者会議としての指摘
<p>登記・供託 関係 〔登記9,982人、 供託271人〕</p>	<p>1,588人を削減(15%相当) 証明事務市場化テスト1,181 登記所統廃合57 登記オンライン申請率向上350</p>	<p>市場化テストでは、発注内容等を工夫して多くの企業の入札参加を可能にし、入札企業の業務上の工夫を活かし、民間活力を最大限活用 オンライン申請の利用促進のため、使いやすいシステムに改善 登記甲号事務につき、民間の生産管理手法を参照するなどにより、業務フローの抜本的見直し 地図情報システム導入による定員削減、登記所統廃合による定員削減 積増しにつき、早期に結論を得て定員を合理化 なお、この業務について非公務員型独立行政法人化がなじまないとの判断をしたものではない。</p>
<p>国有財産 管理関係 〔1,777人〕</p>	<p>181人を純減(10%相当) 行政財産関係 76 普通財産関係 81 公務員宿舍関係 24</p>	<p>国有財産の有効活用・民間活用、売却促進の観点から、民間委託に限らず、高度利用等のノウハウを有する民間部門などの知見を活用 財務出張所の業務の整理・縮小に努めてその在り方を見直し、統廃合を実施することが望まれる。 資産売却に伴う国有財産のストックの減少に合わせて、一層の減量・効率化を推進することが望まれる。 なお、この業務について非公務員型独立行政法人化がなじまないとの判断をしたものではない。</p>
<p>官庁営繕 関係 〔1,199人〕</p>	<p>122人を純減(10%相当) 保全基準指導等 65 位置等基準設定等 36 国家機関建築物企画等 21</p>	<p>国の建築物の整備・保全について、施設管理者や民間との役割分担を踏まえ、引き続き合理化・効率化に努めるべき。 なお、この業務について非公務員型独立行政法人化がなじまないとの判断をしたものではない。</p>
<p>国土地理院 関係 〔797人〕</p>	<p>70人を純減(9%相当) 公共測量の指導調整 20 国土位置形状規定等 13 地理情報共有化等 10 内部管理業務 27</p>	<p>引き続き管理部門の合理化・効率化に努めるべき。 なお、この業務について非公務員型独立行政法人化がなじまないとの判断をしたものではない。</p>
<p>自動車登録 関係 〔930人〕</p>	<p>138人を純減(15%相当) 証明書交付民間委託 10 その他登録業務 108 回送運行許可等登録 20</p>	<p>検査登録特会及び自賠特会の統合を踏まえ、両特会の業務につき非公務員型独立行政法人化を検討 自動車保有関係手続のワンストップサービスの拡大及びその利用率の向上に努め、着実に定員を合理化</p>
<p>気象庁関係 〔5,958人〕</p>	<p>192人を純減(3%相当) 気象研究所非公務員型独立化 174 測候所の原則廃止 18</p>	<p>気象大学校において職員の身分で給与支給しつつ地方气象台の中核的要員を育成するシステムにつき、必要性や効率性を評価し結果を公表 予報・観測業務の一層の効率化について、毎年度の厳格な定員管理の枠組みの中で厳しくチェックすることによる更なる純減数の確保 なお、気象研究所を除いた業務について非公務員型独立行政法人化がなじまないとの判断をしたものではない。</p>
<p>防衛施設 関係 〔3,103人〕</p>	<p>組織改編案を検討中</p>	<p>新たな防衛組織の構築の検討に当たっては、組織・定員の徹底したスリム化を基本方針として明確にすべき。 調達業務を処理する「透明性の高い実施部門」の組織の在り方につき、独法制度の特性に留意して検討 新組織と関連定員は、組織・定員管理当局において厳格にチェック</p>